

知的財産価値評価の ニーズ調査報告書

2002年3月

発明等評価検討委員会

日本弁理士会

平成 13 年度発明等評価検討委員会名簿及び組織表

総 括	委員長 藤本 昇 副委員長 北村 光司
第 1 グループ (裁判所等におけるニーズ調査)	副委員長 清水 善廣 委員 伊藤 高英 岩本 行夫 平山 一幸
第 2 グループ (金融機関、ベンチャーキャピタル TLO 等のニーズ調査)	副委員長 鈴木 正剛 委員 戸水 辰男 中村 猛 土生 哲也
第 3 グループ (企業におけるニーズ調査)	副委員長 津久井 照保 委員 井上 春季 加藤 和彦 世良 和信 高橋 章 西脇 民雄 橋本 克彦
第 4 グループ (全国の弁理士のニーズ調査)	副委員長 莽 経夫 委員 柿本 恭成 関 正治 田崎 豪治 堀 進 三好 秀和

目 次

第1章 はじめに	1
第2章 知的財産価値評価の現状と必要性	2
第3章 知的財産価値評価の社会的ニーズの実状	5
3.1 裁判所等における知的財産価値評価ニーズとその実状	5
3.2 金融機関、ベンチャーキャピタル、TLO 等における知的財産 価値評価ニーズとその実状	15
3.3 企業における知的財産価値評価ニーズとその実状	21
3.4 弁理士に対する知的財産価値評価ニーズとその実状	28
第4章 アンケート結果の分析と総評	37
第5章 知的財産価値評価ニーズに対する対策	40
5.1 国家としての対策	40
5.2 日本弁理士会としての対策	40
5.3 弁理士としての対策	41
第6章 日本弁理士会に対する提言	42
第7章 おわりに	44
資料（発明等評価に関するアンケート結果）	47

第1章 はじめに

21世紀の幕開けと同時に我が国経済が深刻な不況下に落ち入り、その結果、企業倒産の激増や失業者の増加、さらには企業間の合併、買収が増える等の社会的現象が生じ、一方知財分野においては紛争や訴訟が多発し、高額な損害額の認容事例や企業の職務発明規程に関する訴訟の出現等新たな知財紛争が激増する事態となってきたのである。

このような状況下において、我が国はベンチャー企業の育成や TLO に代表される産・官・学による新たな産業や技術の育成を図り、我が国経済の活性化を意図するものである。

しかしながら、このような国策とは裏腹に現実の企業の成長は極めて困難で、むしろその生き残り戦略を模索しているのが現状である。

今後、21世紀は、正に「本物の時代」、「見極め（目利き）の時代」であって、人（企業）・物・情報の真価が問われる時代であり、「本物」、「ONLY ONE」が生き残り成長する時代となるのである。

このような時代になると、「企業の価値評価」も「有形資産」のみならず「無形資産」の価値評価が極めて重要となるのであるが、我が国企業の大半はその評価を無視ないしは正当に資産として評価していないのが現状である。

しかしながら、今後、「無形資産」、特に「知的財産」が企業の経営資源としての価値が高く評価されなければならないと同時にこれを正当且つ客観的に評価する必要性があるのである。

第2章 知的財産価値評価の現状と必要性

(1) 知的財産、とりわけ工業所有権（特に特許権）の価値評価については、既に各種団体や研究機関がその研究を進め一応の成果を出している（例えば、日本知的財産協会の2000年5月発表の「知的財産の経済性評価」、日本弁理士会特許委員会の「工業所有権の担保価値評価の検討に対する答申書」等）。

これらの資料から明らかなように、知的財産の価値評価手法としては、大別すると①原価アプローチ（コストアプローチ）、②市場アプローチ（マーケットアプローチ）、③経済アプローチ（インカムアプローチ）、④経験則アプローチ（ルールオブサム）の4つのアプローチ手法があるが、実際の価値評価手法として確定したものではない。

さらに最近では、民間企業（例えばPL-X社）が知的財産を評価するシステムを独自に開発して提供している現状にある。

しかるに、その評価手法としては評価目的等を考慮してケース毎に評価しなければならないのである。

(2) 一方、知的財産の価値評価と言ってもその評価目的や評価内容は種々存在するが大別すると下記のとおりである。

評価事項	
評価項目	評価内容
技術的価値評価	基礎技術、高度技術、用途技術、改良技術、代替技術
法的価値評価	基本特許、周辺特許、防衛特許、権利の有効性、権利価値
経済的価値評価	事業性、収益性、特許の寄与度、事業の実施性、事業の安全性

評価目的	
評価者	評価目的項目
裁判所	破産時の評価、債務弁済時の評価（譲渡対価）、損害算定時の評価
企業	発明者補償、譲渡対価、ライセンス対価、資産価値、収益価値、事業価値
金融機関	担保価値、担保処分時評価、融資審査時評価
投資家	投資価値、企業の価値評価

以上、知的財産価値評価については、上記評価事項や評価目的に応じて前記評価手法のいずれかを基準として評価しているのが現状である。

(3) 最近、日本弁理士会に対して各裁判所から工業所有権の価値評価依頼が数多く増えてきているが、その依頼内容のほとんどは債権者が担保設定していた工業所有権（特許権と商標権が大半）の譲渡命令に基づく債権回収のための譲渡対価の鑑定依頼である。

このように知的財産の評価といつてもその評価目的に応じて重視される評価事項も異なるものである。

(4) はじめの項で述べたように 21 世紀の幕開けとともに社会や企業環境が大きく変動している現在、裁判所の事例に見られるような知的財産の譲渡対価や損害額の算定基準としての評価の必要性がある他、金融機関として融資先の知的財産の価値評価や担保設定時の知的財産の価値評価の必要性に迫られているのである。

さらに投資家にとって企業の技術力、将来の成長性を予測するに際しての知的財産の価値評価は極めて重要な投資ファクターとなるのである。

(5) このような状況下において、企業自体も経営資源としての知的財産の価値評価、投資・合併・買収時における企業の事業価値を把握するための知的財産の価値評価、知的財産の収益力としての価値評価、ライセンス等の企業間取引や損害賠償時の適正価格の把握のため等において知的財産の価値評価をしなければならないのである。

特に工業所有権（出願中も含む）については、単に従来型の権利獲得型ではなく、獲得後の権利の活用等ビジネスと直結した権利の価値評価の必要性、すなわち工業所有権が企業の事業化に占める占有価値（ビジネス価値）としての評価が、競争企業と対比して優位性があるか否かが「企業価値」として評価されることを認識しなければならないのである。

よって、今後 21 世紀は企業の知財部のみならず全社的に工業所有権を核とする知的財産の価値評価とそのビジネス戦略の必要性に迫られているのであると同時に経営者は知的財産戦略を企業経営戦略の主要素として捉えなければならないのである。

正に 21 世紀の我が国企業にとって、その成長要因の最重要課題が経営資源としての知的財産の正当な価値評価に基づく、真の『企業価値』を認識して知

財戦略を含む経営戦略を実行することにある。

(6) 日本弁理士会は、上記のような社会事情を踏まえて、2001年4月に発明等評価検討委員会（以下単に当委員会と称する）を新設した。当委員会は、第1に知的財産の価値評価に関する社会的ニーズの調査、研究、第2に知的財産の価値評価に関し日本弁理士会がなすべき事項及びその実行のための機構についての研究、企画、立案が諮問事項である。

日本弁理士会は、前記各裁判所からの知的財産の価値評価に対する鑑定依頼の増加や企業、金融機関からの各会員に対する相談依頼や鑑定依頼の増加に伴って、今後益々重視されるであろう「知的財産の価値評価」について、工業所有権の専門家である弁理士としての立場で、「知的財産の価値評価」を行うことが我が国において最も要望されるであろうことに鑑みて当委員会を新設したものである。

(7) しかるに、当委員会は、まず現在の社会状況や企業状況等に鑑みてその実体を把握することが第1であると考え、委員会を下記の4グループに区分して調査、研究を開始した。

グループ	調査対象先	調査対象先数
第1グループ	裁判所等におけるニーズ調査	35
第2グループ	金融機関・ベンチャーキャピタル、 TLO等におけるニーズ調査	302
第3グループ	企業におけるニーズ調査	1800
第4グループ	全国の弁理士に対するニーズ調査	4800

(8) 尚、今回の知的財産の価値評価のニーズ調査は、あくまで価値評価の観点から捉えるものであるため、技術的価値評価や法的価値評価は知的財産の価値評価の一要素として捉えているものである。

従って、既に弁理士が日常的に行っている技術的鑑定や権利の有効性の鑑定、侵害成否の鑑定等は今回の調査対象外として調査を行った。

今回の調査目的は、知的財産の価値、特に経済的価値評価に対する社会的ニーズを把握することにある。

第3章 知的財産価値評価の社会的ニーズの実状

3. 1 裁判所等における知的財産価値評価ニーズとその実状

(1) はじめに

日本弁理士会では、以前より全国の裁判所から知的財産価値評価を行う評価人・鑑定人の推薦依頼を受けているという事実に着目し、この評価人・鑑定人の推薦依頼を裁判所における顕在化した知的財産価値評価のニーズとして捉えることとし、今回は、この推薦依頼をベースにして裁判所における知的財産価値評価のニーズとその実体を把握することとした。

(2) 調査手法

そこで、先ず、日本弁理士会に備えられている評価人・鑑定人推薦依頼リストを分析することによって、裁判所における知的財産価値評価のニーズとその実体を把握することとした。また、同リストには、依頼日、依頼先（裁判所）、依頼内容、評価人・鑑定人名など書誌的事項のみが記されているだけなので、このリストに掲載されている昭和58年から平成13年の19年間に裁判所より推薦依頼を受けた評価人・鑑定人に対するアンケート調査を実施し、評価人による評価の実体を把握し、このアンケート結果も踏まえて裁判所における知的財産価値評価のニーズとその実体を探ることとした。このアンケート調査については、延べ35名の会員に対して実施したところ24名からの回答が寄せられ、70%弱の回答率が得られ、アンケート結果の正確な分析を行うことができることとなった。

また、更に、前記アンケート調査から明らかになった評価人側から見た裁判所における知的財産価値評価に対するニーズの実体と問題点等を踏まえ、日本弁理士会に対する評価人・鑑定人の推薦依頼件数の多い、東京地方裁判所と、大阪地方裁判所に対するヒアリング調査を実施し、そのニーズと実体をより正確に把握することとした。このヒアリング調査の実施によって、裁判官、書記官から貴重なアドバイスが得られ、また裁判所と日本弁理士会との両者間において、非常に有益な意見交換を行うことができた。

尚、前記評価人・鑑定人に対して行ったアンケート用紙を巻末に添付したので参考にされたい。

(3) 調査結果（裁判所から日本弁理士会に寄せられた評価人・鑑定人推薦依頼の実体）

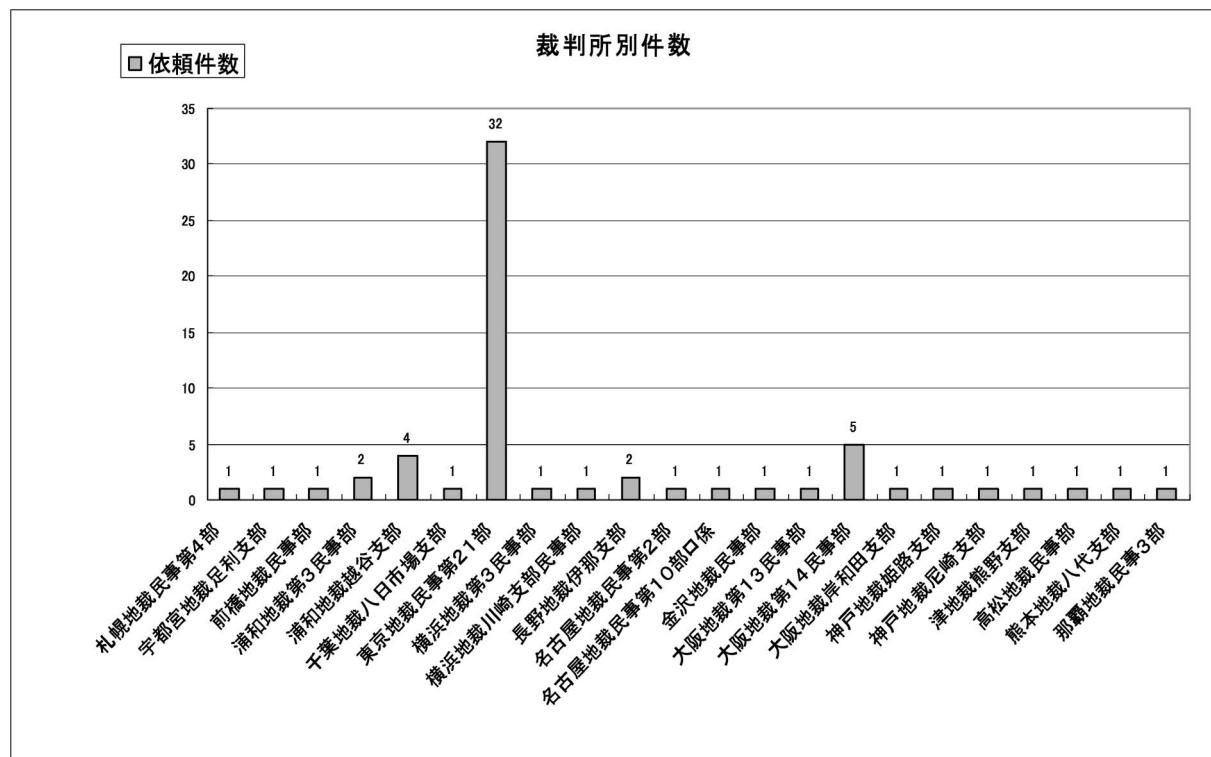
(1) 依頼裁判所

前記評価人・鑑定人推薦依頼リストを元に、裁判所から日本弁理士会に寄せられた推薦依頼の依頼先を分析し、その結果を表1に示した。

表1から明らかなように、依頼件数62件中、東京地方裁判所32件、大阪地方裁判所6件、浦和（現さいたま）地方裁判所6件など、大都市部の裁判所からの推薦依頼がその大多数を占め、長野地方裁判所の2件を除けば、殆どの地方裁判所からは、推薦依頼が全くないか、あっても1件という結果であった。

このように、東京地方裁判所、大阪地方裁判所、浦和地方裁判所等に推薦依頼が偏在化している理由としては、これら地方裁判所で取り扱われる事件数が多いことと、これら地方裁判所の所在地における評価人・鑑定人としての弁理士の知名度、周知度が高いことに比例した結果のように思われる。尚、特定の地方においては、裁判所がその地方在住の弁理士の存在を周知し、直接にその弁理士に評価依頼を行っている可能性も考えられる。

<表1>



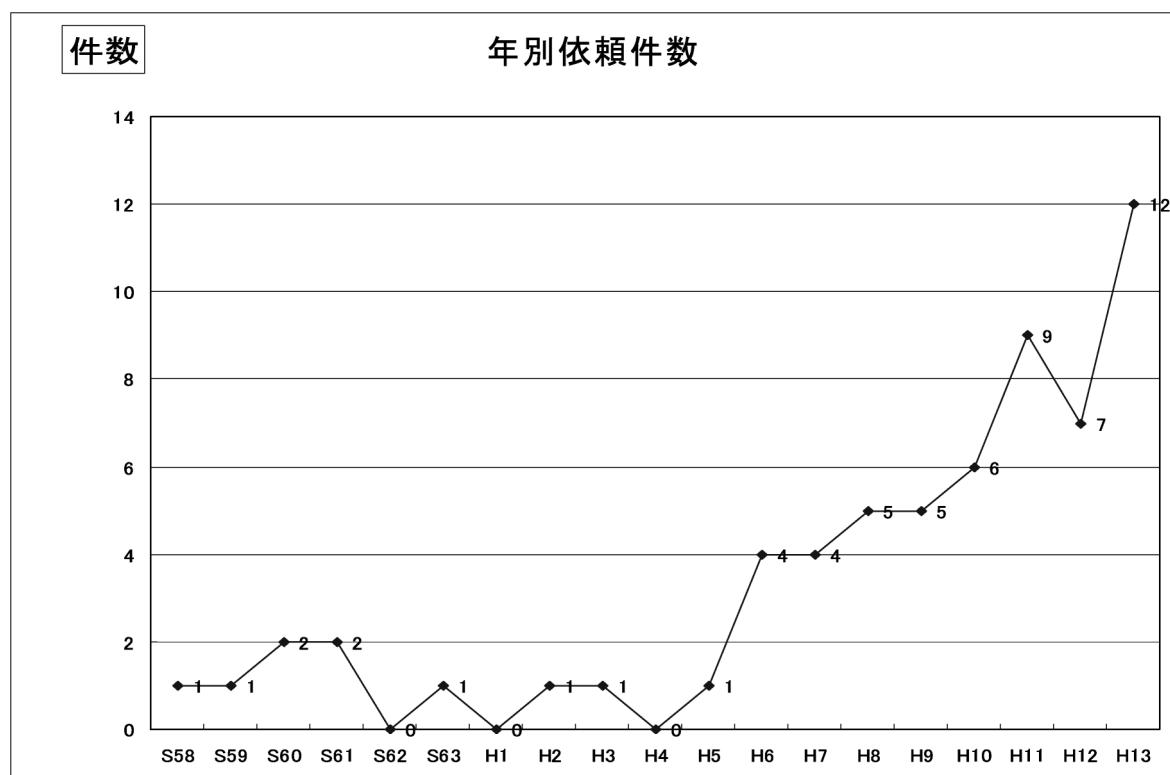
(ロ)依頼件数

次に、前記評価人・鑑定人推薦依頼リストを元に、裁判所から日本弁理士会に寄せられた推薦依頼件数の実数を経年的に分析し、その結果を表2に示した。また、特許・実用新案、意匠、商標、著作権、その他という内容区分で、依頼内容別の推薦依頼件数の実数を経年的に分析し、その結果を表3乃至表7に示した。

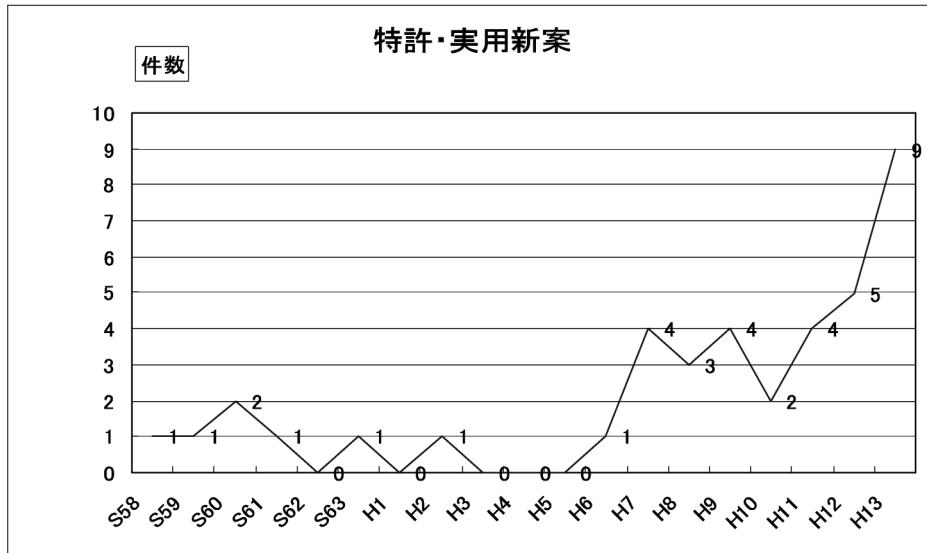
表2から明らかなように、全体的な傾向として平成6年以降増加し続け、特に、平成11年以降は激増している傾向が伺える。

尚、表6に示されるように平成11年以降は、それ以前にはなかった著作権に関する推薦依頼が現れ始め、この著作権については、平成13年度施行の新弁理士法において拡大された業務範囲に属すもので、興味深い結果となつた。

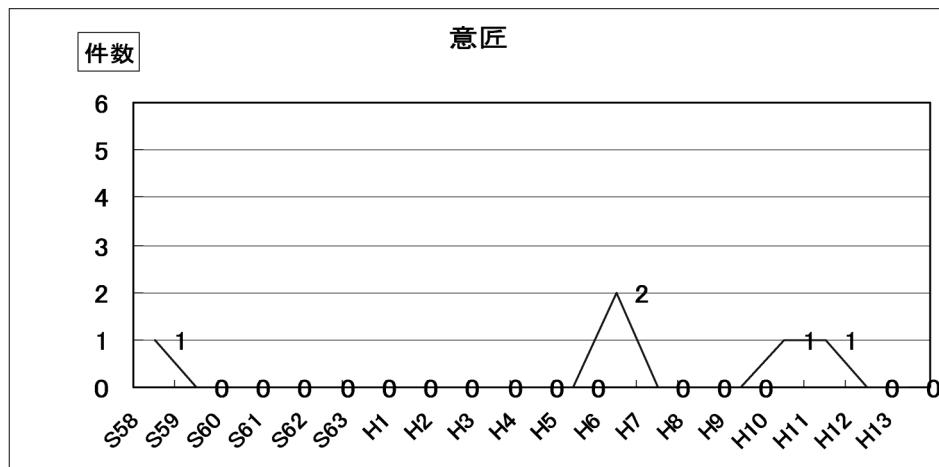
<表2>



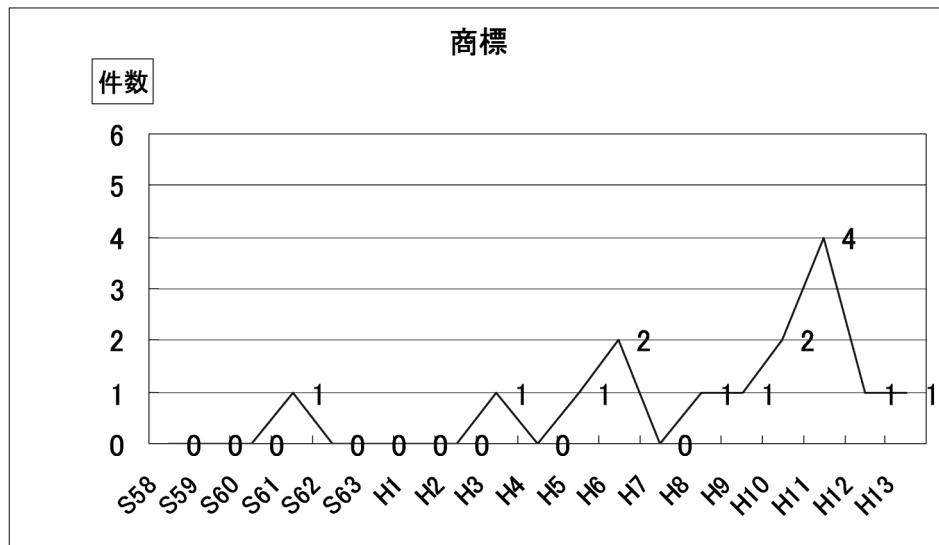
<表3>



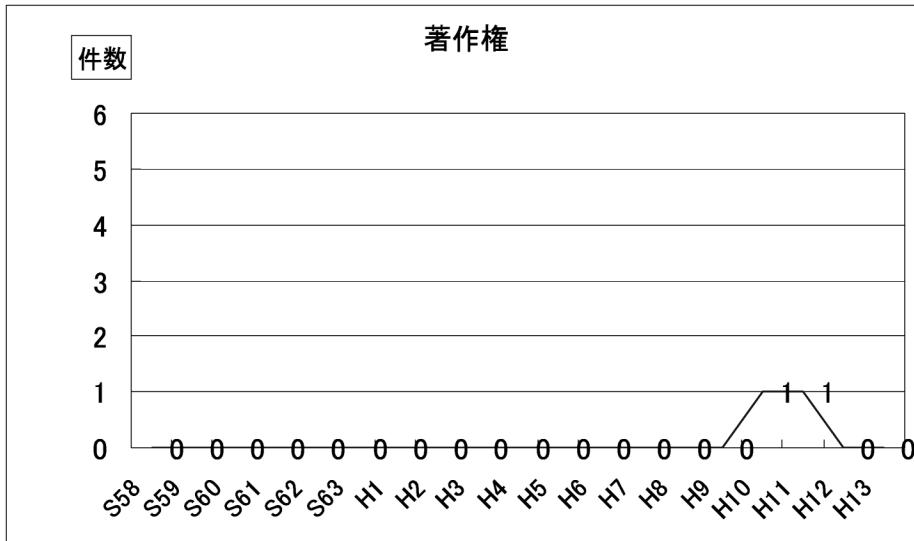
<表4>



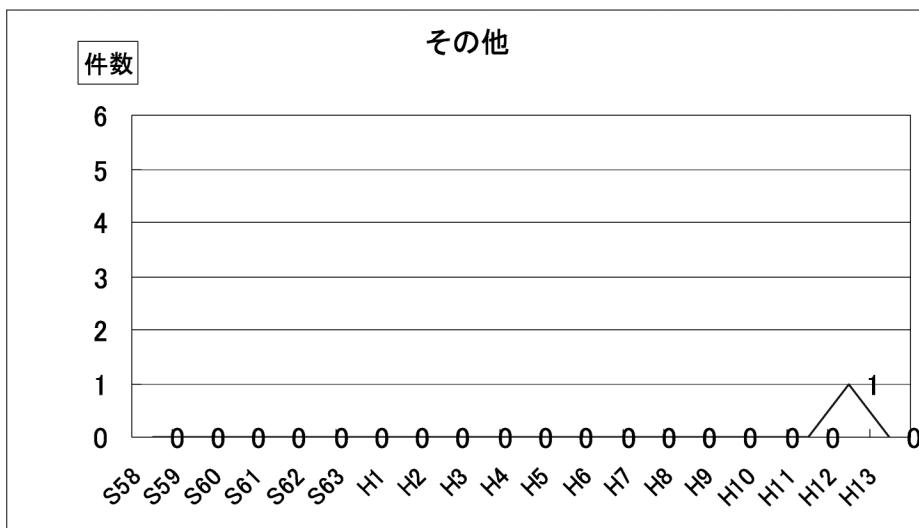
<表5>



<表6>



<表7>

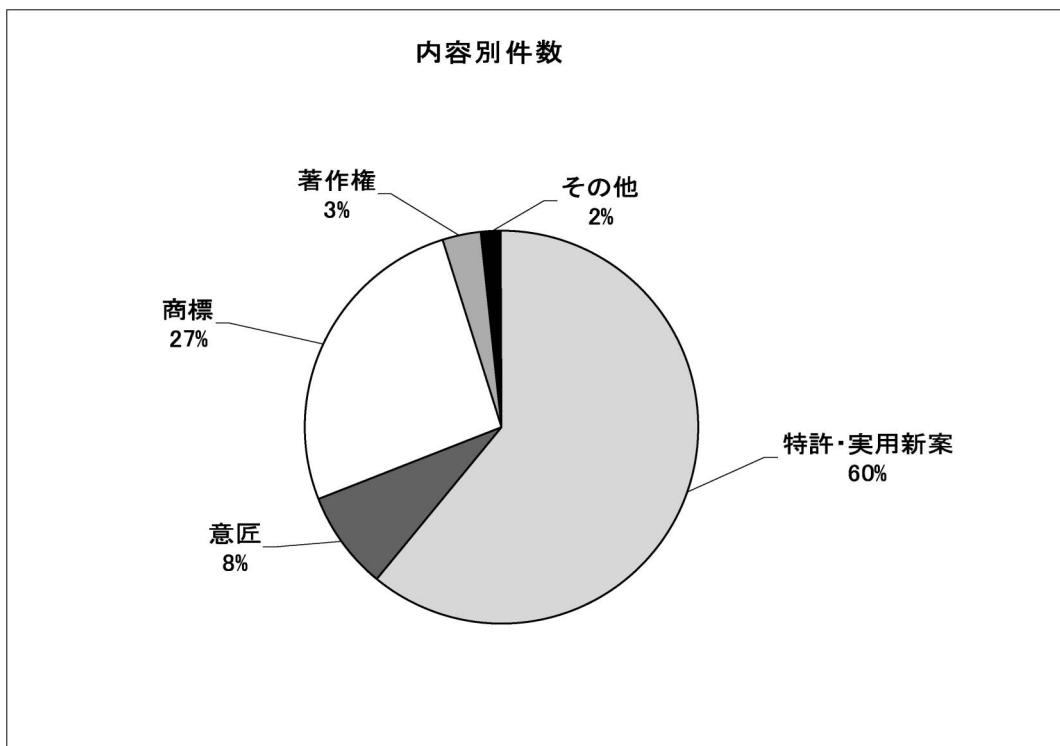


(ハ)評価の対象

前記評価人・鑑定人推薦依頼リストを元に、裁判所から日本弁理士会に寄せられた推薦依頼の対象となった事件の、特許・実用新案、意匠、商標、著作権、その他という内容区分での、依頼内容別の実数を分析し、その結果を表8に示した。特許・実用新案 60%、意匠 8%、商標 27%、著作権 3%、その他 2%という結果で、いわゆる狭義の工業所有権がほぼ 100%を占め、特許・実用新案と商標で、全体の 90%を占める結果となった。尚、その他 2%の事件は、純粋な技術的価値評価を求められた事件であった為、実際には受任しなかった事件であった。このように評価の対象が狭義の工業所有権に限られていることは、工業所有権に関する専門家である弁理士に対する推薦依頼であることから当然に予想される結果であった。また、ノウハウの

ような知的財産権についての評価依頼がまったくないのは、裁判所において、財産的評価の対象となっていないためと思われる。また、著作権についての推薦依頼は3%と、その数は少ないものの、前記の通り、平成11年以降の3年間で依頼を受けたものであり、新弁理士法の業務範囲の拡大により、今後の増加が予想されるところである。そのことは、いまだ現れていないノウハウなどについても、同じ予想がされるところである。

＜表8＞



(二)具体的評価内容

今回のアンケート調査では、評価・鑑定の対象が、実際の事件の内容に係るため、その正確な評価内容までは把握することはできなかった。しかしながら、依頼事件全件の50%を越える東京地方裁判所を例にみると、東京地方裁判所からの依頼事件全件の100%が強制執行事件を扱う民事第21部からの事件であることから明らかのように、強制執行に絡んでの財産的価値評価が大部分を占めることが確認された。

尚、東京地方裁判所において知的財産権の侵害事件を専門に扱う民事第29部、同第46部、同第47部からの依頼事件が全くみられないのは、大阪地方裁判所において知的財産権の侵害事件を専門に扱う民事第21部からの依頼事件が全くみならないのと同様に、原告、被告双方に知的財産権専門の代理人がついているためと推測され、また、東京地方裁判所においては特許庁からの調査官が7名も出向しているため、敢えて、別途評価人・鑑定人に

による、評価・鑑定の必用性が生まれないためと推測される。

(4) 調査結果（評価人による評価の実体）

(イ)評価に際しての資料

裁判所から評価人に渡される評価資料については、当事者目録、権利目録、訴状、裁判記録などが中心で、評価資料の少なさが感じられた。

この点は、強制執行関連の事件が多いことから、自己にとって不利になる債務者が敢えて債権者の為に協力的な行為を行う必要がないためか、或いは、協力したくないためと推測される。

尚、アンケート結果から、実際の評価に当たっては、個々の評価人が関係者本人、或いは、訴訟代理人弁護士等へのコンタクトを通じて評価に必用な資料の収集に当たっていることが確認できた。

また、特許の有効・無効性など権利固有の価値評価のため、評価人が自ら先行技術調査などを実施していることも確認できた。

(ロ)評価手法

この項目も、評価・鑑定の対象が、実際の事件の内容に係わるため、アンケート調査に対する回答が得られなかつたり、回答があつても、詳細な回答が得られず、その数量的な把握はできなかつた。但し、概略的には、次のような傾向が見られた。

①特許・実用新案・意匠については、いわゆるディスカウントキャッシュフロー法を基礎としているものが多く見られた。主たる評価要因としては、

1) 技術的・法的評価要因としては、特許の権利状況、存続期間、追加の開発の必要性、技術導入時の技術指導の有無、代替技術の出現の可能性、権利範囲の広狭、基本発明か改良発明か、侵害事実把握の容易性、実施レベル、ライフサイクル等を参考にして評価が行われ、

2) 経済的評価要因としては、市場規模とマーケットシェア、事業障害、特許の寄与度、実施能力、収益期待額、収益力、成長率、資金・販売能力、財務の安定性、自己資本営業利益率等を参考にして評価が行われているようであった。

②商標については、法学上の商標の評価、商標の創作的価値、出願から登録までのコスト、不使用事実の有無、商標権の強さ、商品の特性、販売実績、権利の有効性、不使用取消審判請求費用、指定商品と商標の価値評価等を参考にして評価が行われているようであった。

調査の目的が評価手法の実際や実情を把握することを目的としておらず、あくまでも、裁判所における知的財産価値評価に対するニーズの実体の把握であるため、これ以上の細かな分析は行わなかったが、裁判所からの提供資料と、評価人の実際の評価手法との間には少しギャップが感じられ、困難ではあっても、何らかの方法で前記評価手法に見合う裁判所からの評価資料の提供が望まれそうな調査結果となった。

(ハ)評価の手順

アンケート結果から、一般的には、当事者目録などを元に当事者、代理人などへのコンタクトからスタートし、当事者へのヒアリングを行い、更に、必要を感じた場合には独自に先行技術調査の実施等を行い、評価資料を収集し、各評価人が最適と判断した評価手法に基づき最終的な評価にいたるという手順が大部分であった。

尚、評価の見積もりのみを行い、種々の事情で実際に評価を行わないで終了したケースも結構見られた。この点について、東京地裁民事第21部でのヒアリング調査において、裁判所においては、見積もりの後になされる裁判所からの評価命令によって始めて裁判所との間に契約が結ばれたものと判断していることがわかった。従って、評価人はこのことを念頭に入れて、時間、費用などの発生を考慮された方がよい旨のアドバイスがあった。

(ニ)評価人の声

評価人が実際に知的財産を評価して得られた感想の方は、知的財産を評価する困難性を感じつつも、マーケット等の市場性、財務などに関する資料の提供を受けることにより、評価可能であり、また、知的財産の財産的評価が弁理士に向いていると感じているという結果が得られた。

また、弁理士単独ではなく、マーケット等の市場性、財務等を評価できる評価人との連携でより正確な評価を行えると感じていることも伺えた。

また、正確な評価を行うため、評価実績を集中し、組織的に評価ノウハウを蓄積することにより、多くの弁理士が評価・鑑定を正確に行えるようになれるであろうとの感想も多かった。

(5) 裁判所に対するヒアリング結果

今回は日本弁理士会に対する評価人推薦依頼数の多い順に、東京地方裁判所民事第21部と、大阪地方裁判所第14民事部の2ヶ所を訪問し、ヒアリング調査を行った。ヒアリングに当たっては、巻末に添付したヒアリングシ

ートを元に実施した。

(イ) 東京地方裁判所民事第21部

ヒアリング調査に際しては、裁判所から、総括主任書記官1名、主任書記官2名、計3名の関係者の協力が得られた。尚、東京地方裁判所民事第21部は、強制執行関係を取り扱う部署で、民事執行センターとして機能している部署であった。

ヒアリングの結果、知的財産価値評価に関するニーズは、東京地方裁判所民事第21部が取り扱う事件の中では数自体は多い方ではないが、ニーズ自体は有り、また、不況の影響で件数は増加傾向にあるということであった。そして、このニーズが生じた際、裁判所内部で評価することではなく、全て弁理士に依頼するということで、弁理士以外には依頼はしていないということであった。

評価人に対する評価命令は、一般に3ヶ月位の命令期間でなされ、2ヶ月位で評価人による評価がなされているとのことであった。そして、この評価結果は満足のいくもので、尊重されているとのことであった。また、弁理士の評価費用についても現状の費用に満足されているようであった。ただ、1件幾らというように件数を基準とした単純な料金体系にした方が、利用しやすいのではということであった。これは不動産鑑定士の料金体系と比較したことであるようであった。

日本弁理士会による評価機関設立については、ニーズ自体は有るということで、機関の内容については、日本弁理士会の現状の評価人推薦制度を維持した内容でも十分であるとのことであった。(ヒアリング担当：清水善廣、伊藤高英)

(ロ) 大阪地方裁判所第14民事部

ヒアリング調査に際しては、裁判所から、判事補1名、総括主任書記官1名、書記官1名、計3名の関係者の協力が得られた。尚、大阪地方裁判所第14民事部も、東京地方裁判所民事第21部と同様に、強制執行関係を取り扱う部署で、民事執行センターとして機能している部署であった。

ヒアリングの結果、知的財産価値評価に関するニーズは、上記東京地方裁判所民事第21部と同じように、数自体は多い方ではないが、ニーズ自体は有り、また、不況の影響でやはり件数は増加傾向にあるということであった。そして、このニーズが生じた際、裁判所内部で評価することではなく、全て弁理士に依頼するということであった。

評価人による評価結果は満足のいくもので、尊重されているとのことであった。ただ、推薦依頼から評価鑑定書の作成までに約4ヶ月を要していることについて、もう少し早期の処理をお願いしたいとのことで、強制執行の性質からか、かなり迅速な処理が望まれているようであった。また、評価人の推薦につき、推薦依頼から2ヶ月を要していることについて、評価鑑定書の作成と同様に、迅速な対応が望まれているようであった。

日本弁理士会による評価機関設立については、東京地方裁判所民事第21部と同様にニーズは有るということであった。(ヒアリング担当：藤本 昇)

(ハ)以上のヒアリング調査の結果から、両裁判所において知的財産価値評価に対するニーズが有ることが確認できた。また、そのニーズを満たすために裁判所は日本弁理士会をよりどころとしていることも確認できた。

尚、東京地方裁判所でのヒアリング時の意見交換で、今後、裁判所と日本弁理士会の間で、意見交換、情報交換等を通じて交流を深めていくことで、評価機関の設立も含め、裁判所のニーズに合致した知的財産価値評価について日本弁理士会が貢献していくべきであるということで意見の一致をみた。また、このような交流につき、裁判所側からの協力が得られることを確認した。

(6) 日本弁理士会の付属機関としての評価機関設置の可能性

(イ)ニーズの実体

裁判所からの評価人推薦依頼の激増傾向からみると、裁判所においてはニーズはありそうである。

(ロ)裁判所のヒアリング結果

また、前記東京地裁、大阪地裁におけるヒアリング結果からも、裁判所におけるニーズを確認することができた。

(7) まとめ

以上の調査結果から、裁判所における知的財産価値評価に対するニーズは、評価を必要とする件数こそ未だ膨大な量とはいえないが、ここ数年の激増傾向を見るとニーズ自体はあるものといえる。また、現在は、強制執行における場面でのニーズが殆どであるが、破産案件、損害賠償案件などの実体を把握することにより、訴訟事件であっても、常に知的財産権に精通した代理人

がついているとは限らないので、裁判所において弁理士の存在が更に周知されるようになることで、そのニーズは高まるものと思われる。

特に、金融機関、ベンチャー、大学T L O、民間企業におけるニーズの高まりが予想されることを考慮すると、その評価ノウハウを集積して、正確な評価を迅速に行える評価機関を日本弁理士会に設立することは非常に意義有ることと思われる。そして、当該評価機関による迅速で、正確な評価を通して、日本弁理士会が裁判所に対して発明等の評価を通じて貢献していくことが期待される。

3. 2 金融機関、ベンチャーキャピタル、T L O等における知的財産 価値評価ニーズとその実状

(1) はじめに

知的財産の主たるものは特許権である。この特許権の効力は、特許された発明の実施行為（物の生産、使用等）を独占することにある。特許権による利益も、特許発明が実施されて初めて生まれる。特許権によってどれだけのキャッシュフローが生じるかは、独占可能な実施の範囲、実施の規模がどれだけか、誰が何時どのように実施するかによって決まる。通常、発明を実施して利益を生む立場にあるのは、製品メーカ、製品販売企業、システムインテグレータ、サービス提供業者、その他何らかの形で市場に登場してくる企業である。特許権の大半は、このような立場にある企業によって取得されてきた。

一方において、特許権は、発明を文書化して出願し、特許庁で審査を受けて登録されることによって発生する。分野にもよるが、出願された特許の登録率は平均して3割程度であり、発明開発及び書面化のために多くの時間をかけることに対しては一定のリスクがある。また、特許権を取得し且つそれを維持するためには、かなりの費用もかかる。発明はしたが、その実施まではしないという立場の企業、組織ないし機関にとって、特許出願のリスク及び費用負担は大きい。

金融機関、ベンチャーキャピタル等の大半は、自ら特許権を取得することがなく、一方、T L Oや大学は、特許権を取得ないし流通させる機会は多いだろうが、自らがその発明の実施者になることは少ないとと思われる。このような立場の組織ないし機関における特許権ひいては知的財産全般に対する評価のニーズを探ることが、第2グループにおける調査の主たる目的である。

(2) 調査の手法

調査は、インターネット上に掲載されている種々のリストをもとに、全銀協会の会員銀行（141行）、証券会社・投資顧問（約100社）のうち、宛先が明らかになった企業、監査法人（大手6社）、主なキャピタル系企業（27社）、シンクタンク（主要4社）、承認TLO（24機関）、大学（国立大学1）を選定し、選定した先に、郵送、電子メールを発信するとともに、適切な担当者を特定できた場合には個別にインタビューすることにより実施した。電子メール、郵送については、知的財産権を担当するセクション、担当者を特定することができなかつたため、アンケートに適切に応じ得る担当者に届かなかつた可能性があり、予想通り回答数が少なかつた。しかし、回答があつた内容については、比較的多くの情報が含まれていた。

(3) 調査結果によるニーズ及び実状

アンケートの項目内容は、共通事項と個別事項とに分かれる。これらの項目内容とそれに対する回答内容（ニーズを反映している）は、別紙資料の通りである。数は少ないものの、多くの職種から万遍なく回答が得られた。回答があつた職種は、銀行系が最も多く、次いで、証券・投資相談、TLO、シンクタンクという順になつた。

(3-1) 共通事項

集計結果のうち、共通事項から判ることは、日本弁理士会の存在、弁理士の職務内容については概ね知られているが、知的財産評価を弁理士に依頼したと回答した組織、機関があまりないこと、依頼した場合の殆どは、経済的評価ではなく、技術的価値評価、法的価値評価であるということ、しかし今後評価を依頼する場合には、技術的価値、法的価値評価のほか、経済的評価も含めた全体の評価であるということ、費用は、比較的低額を想定しているということである。

目立つた意見としては、評価実績がある程度積みあがつた段階で評価プロセス・考え方等を一般化・抽象化して広く情報を提供して欲しい、知的財産評価の枠組を提示して欲しい、知的財産評価を客観化・定量化する客観的な基準を提示して欲しい、つまり、日本弁理士会から、知的財産評価に関して、世の中に、有用な情報を発信して欲しいという点であろう。

(3-2) 個別事項及びインタビュー

銀行、証券会社その他の金融機関の場合と、大学及びTLOの場合とでは、

事情が大きく異なることが予想された。前者は後者と異なり、一般的には自ら技術を研究・開発して特許権を取得したり、商標その他の知的財産を取得する立場にはないためである。実際、アンケート及びインタビューの結果からは、両者による知的財産評価への意識の違いがはっきりと現れた。

以下、アンケート個別事項等に基づく知的財産評価のニーズを分析してみる。

(イ) 銀行、証券会社その他の金融機関の場合

金融機関が企業に投融資を行う場合、大企業については、知的財産の与える影響をその企業の業績をもって判断しており、一方、ベンチャー企業においては、その企業の技術的な優位性や差別化要因はコアな要素となるため、知的財産の保全状況についてまで開示を求められることが多いとなっている。しかし、金融機関には、知的財産、特に発明の技術的価値評価、法的価値評価を行うノウハウがなく、また、過去に知的財産に係る問題が経営に大きな影響を与えた例があまりないことから、知的財産の内容を精査することは稀で、特許・商標登録出願をしているか否かという事実のみの確認に止まる場合が多いというのが実状のようである。

近時、新興株式市場での株式公開時には、リスク情報開示の一項目として、知的財産に関する情報開示が求められるようになっている。しかし、これらの情報は自己申告によるものが多く、会計における監査法人のような第三者機関が存在しないこともある、その内容は定型的なものに止まり、投資家にとっても重要性の低い項目になっているようである。

1995年以降、日本政策投資銀行を中心に、特にベンチャー企業を対象に、知的財産を担保にした融資への取組みが進められてきた。このような融資においては、知的財産の価値評価が必要となるが、残念ながら殆ど浸透しない状況となっている。その理由は、以下の点にあり、その状況は、今後も変わるべき可能性が低いと考えられている。

- ①直接金融へのシフトが進み、担保融資自体が縮小傾向にある。
- ②担保価値の評価にコストがかかり、価値自体も信憑性に乏しい
- ③価値変動の可能性が高い知的財産を対象にしながら、融資ではアップサイドのリターンが得られない。

知的財産のうち特許についての評価は、通常は、発明創案時、特許出願時、特許権維持判定時、特許権移転時等に必要となる。金融機関の場合、発明創

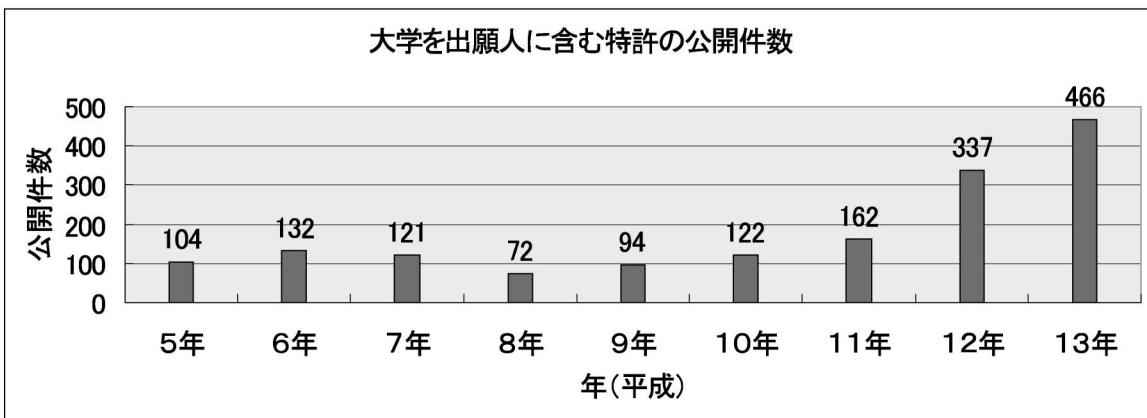
案、特許出願の機会が少なく、その殆どは、投融資の際に必要な価値評価ということになるであろう。この場合の価値評価は、技術的価値というよりも、既に権利化されたものの法的価値（実施するための関連技術の評価を含む）、その特許権から導出される経済的価値の評価が主たる目的になると考えられる。金融機関の持つインフラやノウハウを考えた場合、最も不足している部分は、技術的価値、法的価値評価の基準であると思われる。このような価値評価の基準を判断ないし策定することは特許制度に関わる部分であり、弁理士が本來的に得意とする分野であり、既に単独では鑑定業務として弁理士が日常的に行っていることである。

逆に、経済的評価については、前提となる条件が明らかになれば、よく知られたディスカント・キャッシュ・フロー法や部門別の損益分析手法など、金融機関が持つ既存のノウハウで充分対応できるし、この部分は最終的な与信判断を行う金融機関自身の判断と意思決定に係るので、弁理士としての職分からは、ややずれる。経済的評価についていえば、弁理士だけでなく、税理士、会計士等の連携によって金融機関の要請に応えていくのが最良の方策と考える。

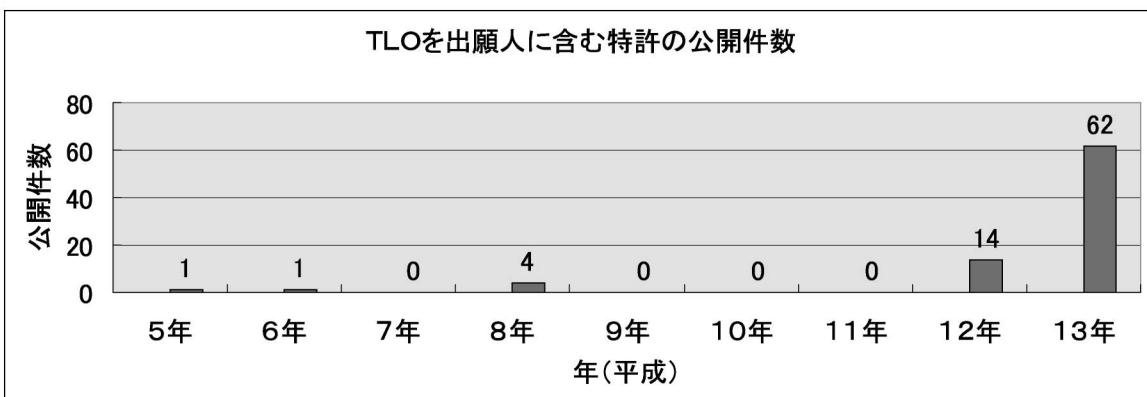
一方で、知的財産の分野においては、会計の分野における監査法人のような中立的な監査機関が存在しない。日本弁理士会の専門性・中立性を考えると、金融機関や投資家が中立的な情報を得るための機関として、日本弁理士会に対して何らかのニーズが発生する可能性がある。

日本弁理士会では、現状、知的財産の価値評価の実績が充分とはいいくらいが、アンケート及びインタビューの結果からは、日本弁理士会ないし個々の弁理士に対する潜在需要や期待感の大きさがひしひしと伝わってくる。この点は非常に重要である。今後は、早急に、価値評価の手法、価値評価のための基礎的情報のデータベース等を構築し、客観的で関係者及び第三者が納得し得る評価の枠組みを、日本弁理士会ないし個々の弁理士が率先して提案していくべきであろう。

(ロ) 大学、T L Oの場合



平成5年以降公開された特許出願のうち、大学が出願人に含まれているものは1,630件（特許権：533件）、T L O（殆どが「ティー・エル・オー」として出されている）が出願人に含まれているのは85件（特許権：4件）である（平成14年1月現在）。全体の特許出願数（3,452,330件）、特許権数（1,029,825件）に比べれば著しく少ないが、最近5年間についてみると、大学が出願人に含まれる特許出願は、平成9年94件、平成10年122件、平成11年162件、平成12年337件、平成13年466件と、着実に増加している。T L Oも、平成12年14件、平成13年62件と急激に増加している。これは、産学連携の需要の増大等が影響しているものと思われる。大学、T L Oにおける潜在的な知的財産の価値評価のニーズは、かなり大きいことが予想される。



アンケート及びインタビューの結果を分析すると、大学の場合は、企業のような知的財産専門のセクションが皆無であり、それ故、学内で発明がなされても、それを適切に吸い上げることができず、殆どが埋もれてしまうようである。また、教官等から発明の事務部門（あるいは発明委員会）を受け付

けてもそれを出願手続にもっていくべきかどうかを評価することができないし、特許権を取得した場合の活用の仕方、維持管理（特に、共有特許の扱い）についてのノウハウもない。国立大学の場合には、発明の特許化に際して国費をつかうことになることから、「予算」と「財産管理」の根拠を作る必要があり、深刻である。TLOの一部にも、上述した大学の実状に近いものがあるようである。

知的財産のうち特許の場合の価値評価判断は、前述したように、通常は、発明創案時、特許出願時、特許権維持判定時、特許権移転時等に必要となるが、大学、TLOの場合には、発明創案時及び特許出願時の価値評価がかなり大きなウェイトを占める。そして、その場合の評価の殆どは、特許法上の発明かどうか、創案された発明は特許性があるかどうか、使える特許（企業が欲しがる特許）に発展するかどうかにある。

大学、TLOの場合、発明の実施者は、通常は、共同出願人あるいは譲渡先の企業となり、経済的価値の評価は、その企業の資質と実施時の市場の状況に大きく依存することになるから、大学、TLOで発明が生まれ、あるいは権利を移転させる時点で経済的価値を評価することは、あまりないといえる。とすれば、大学、TLOにおける知的財産の価値評価のニーズは、弁理士が最も得意とする分野のものであり、このようなニーズに的確に応えていくことは、「生まれる発明、育てる弁理士」という日本弁理士会のキャッチフレーズに、よく適合する。

現在、日本弁理士会（支援センター）では、多くの大学に弁理士を派遣して知的財産権に関する種々の支援を行っている。この制度をさらに拡充し、多くの大学、TLOで生まれる知的財産を正しく評価して育てていくべきである。

3. 3 企業における知的財産価値評価ニーズとその実状

(1) アンケート依頼先と回答された企業について

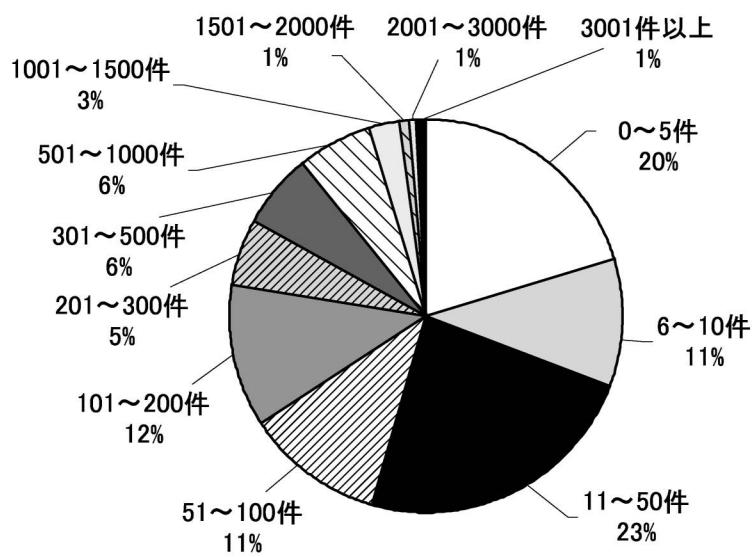
今回、アンケートをお願いした企業は、特許庁に出願実績のある約 1800 社であり、回答数は約 650 社であった。この種のアンケートとしては高い回答率（36%）であり、これは企業が知的財産価値評価に関して高い関心があることを示しているものと推測される。

回答のあった企業の業種は、産業界を代表する輸送、機械、鉄鋼、家電、コンピューター、通信、化学、繊維、食品、建設などの他に商社、サービス業を含む広汎に亘るが（Q1）、業種を一種に限定することができない企業も少なくないため、複数の業種に回答された企業も約 60 社含まれている。また、「その他」の業種と回答された企業が 84 社（11%）ある。

(2) 出願件数と保有権利件数について

これらの企業による出願の多寡は、過去 5 年間における出願件数が 50 件以内の企業が過半数を占めるが（Q2）、1000 件以上の企業も 5% 含まれている。そして、これらの企業は、出願件数に応じた数の特許権等を保有している（Q3）。

[Q2]:年間平均出願件数



(3) ライセンス契約と権利移転について

企業が保有する特許権等のうち、ライセンス契約の対象となっている件数は、5 件以内とする企業が過半数（58%）であり、100 件以上とする企業は

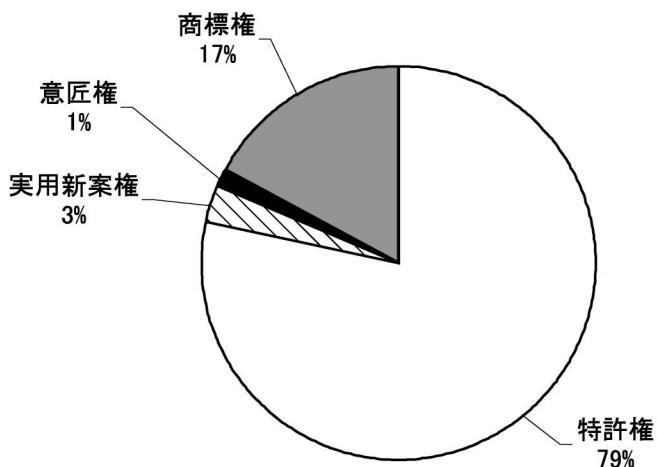
8%である（Q4）。

ライセンス契約の対象としているものは、特許権が最多（1位）であるとする企業が82%を占め、実用新案権まで含めると88%となる。また、2位についても、特許権と実用新案権とで66%を占めている。したがって、ライセンス契約の対象は、新規な技術がその大部分を占めているものとする傾向にあると認められる（Q5）。しかしながら、商標権が最多（1位）であるとする企業が10%あり、2位であるとする企業に至っては24%ある。

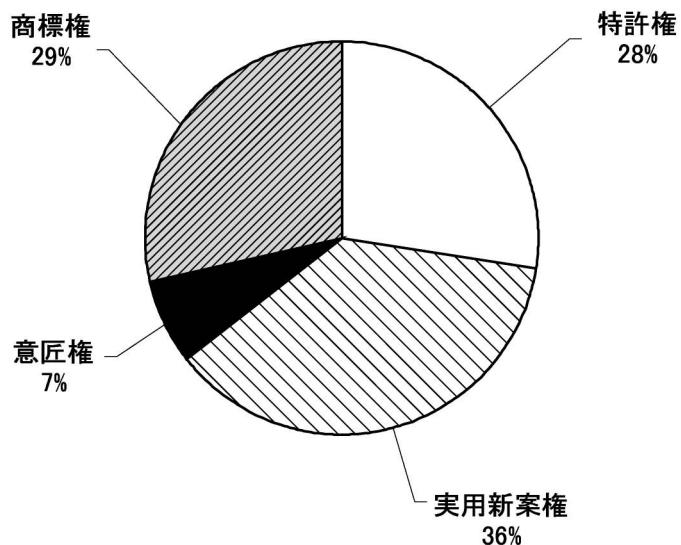
特許権等の譲渡に関して、5件以内とする企業が78%を占め、100件以上の企業は2%強である（Q6）。また、譲受に関しても、5件以内とする企業が81%を占め、100件以上の企業は2%強である（Q7）。

譲渡又は譲受の対象となった権利の種別は、特許権が最多（1位）であるとする企業が79%を占め、実用新案権まで含めると82%となる。また、2位についても、特許権と実用新案権とで64%を占めている。したがって、特許権等の譲渡又は譲受の対象は、新規な技術がその大部分を占めているものとする傾向にあると認められる（Q8）。また、商標権については、ライセンス契約と同様の傾向が見られ、意匠権についても、ライセンス契約と同様の傾向である。

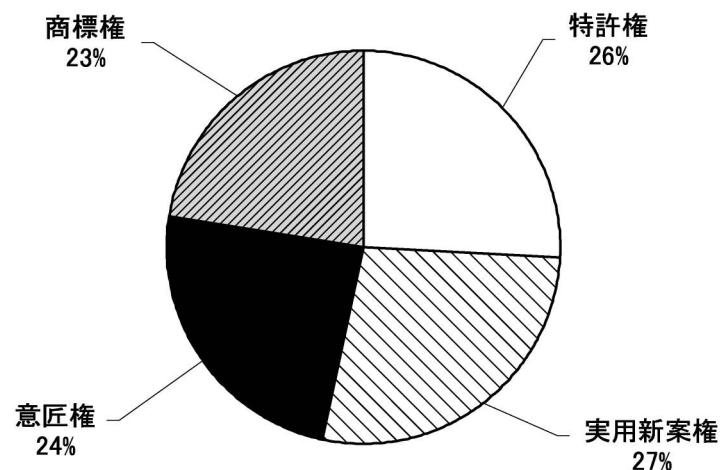
[Q8]：譲渡・譲受対象＜1位＞



[Q8]：譲渡・譲受対象<2位>



[Q8]：譲渡・譲受対象<3位>



(4) これまでに行われていた知的財産価値評価について

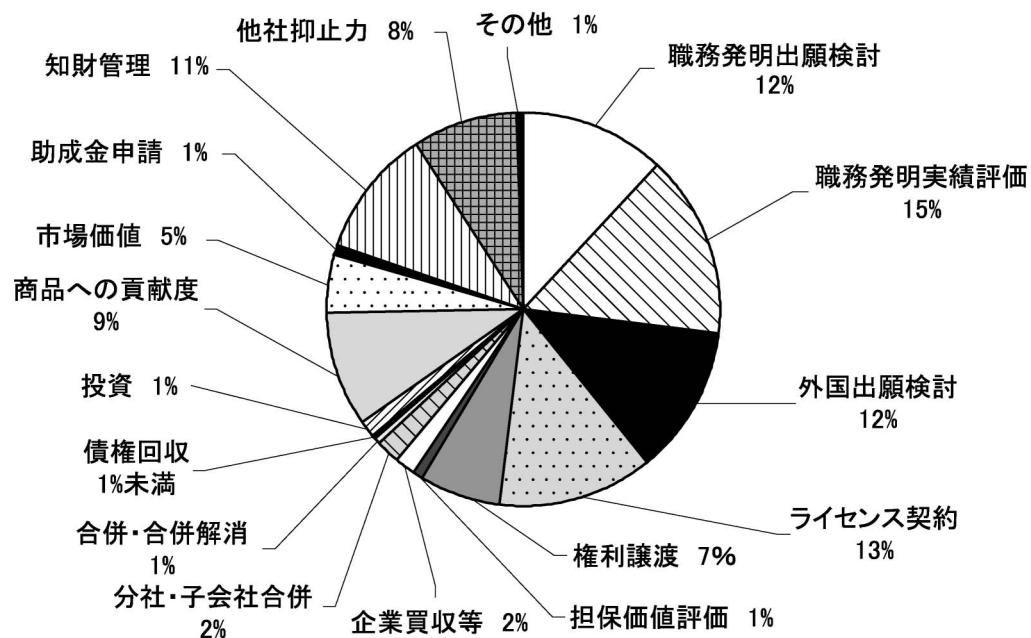
知的財産価値評価の必要性をこれまでに感じたと回答した企業は、回答 655 社中、584 社 (89%) であり、感じなかったと回答した企業の 71 社 (11%) に対して遥かに多い。したがって、企業においては、これまでに何らかの形態で知的財産価値評価を行う必要性があったものと認められる。

そして、どのようなケースで知的財産価値評価が必要であったかを検討す

ると、職務発明の補償関係で 27% を占めており、近時、話題となっている職務発明の取り扱いを如何にするか検討する際に知的財産価値評価が必須であることが裏付けられている。また、外国出願するか否かの検討時（12%）を加えると 39% に達し、年金納付等の知財管理のケース（11%）までを含めると 50% に達する。したがって、知的財産価値評価が必要となるケースの半数は職務発明に関するものであることが判る。

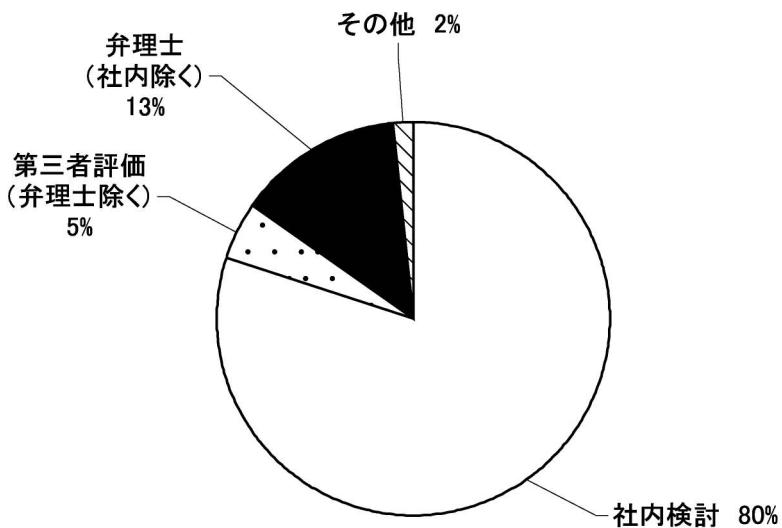
また、ライセンス契約（13%）と権利譲渡（7%）について知的財産価値評価が必要であるということは予想通りであるが、商品に占める発明等の貢献度を評価する時（9%）と市場価値を評価する時（5%）と他社抑止力（8%）を含めると 22% となり、職務発明の補償関係のケースに近づく。これは、特許権等の知的財産を獲得することに重点がおかれていた時代から、知的財産を活用するプロパテント時代に移りつつあることを示すものであると認められる（Q10）。

[Q10]: 発明評価の必要性



これまで行われていた知的財産価値評価は、社内のみで行った場合が 80% を占め、大多数は社内で処理していたことを示している。そして、社外に依頼する場合、弁理士に依頼した場合は 13% であり、弁理士以外の第三者に依頼した場合は 5% である（Q11-a）。

[Q11(a)]: 発明等評価手段

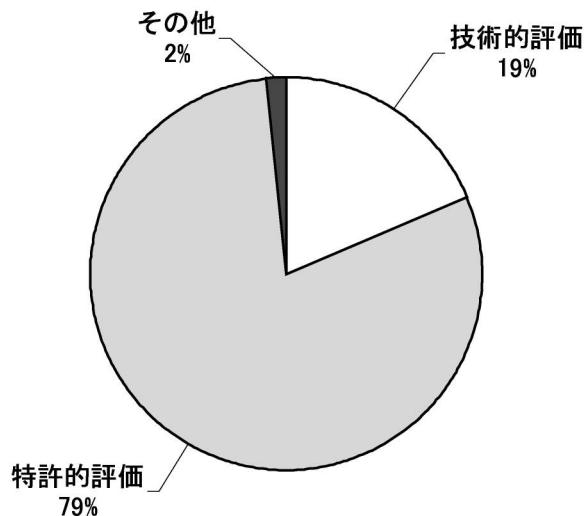


(5) 今後の知的財産価値評価について

今後、弁理士に知的財産価値評価を依頼することがあるかことを予想している企業は 46% であり、予想していない企業が 54% である (Q11-b)。評価依頼を予想した企業のうち、特許的評価（法的評価）を予想している企業が 80 % を占め、技術的評価は 20 % である (Q11-c)。これは、弁理士業務の専門性に因るものと思われる。なお、評価を依頼するとことがあると予想した企業は 233 社であり、その内の 205 社が特許的評価（法的評価）を依頼内容として挙げている。

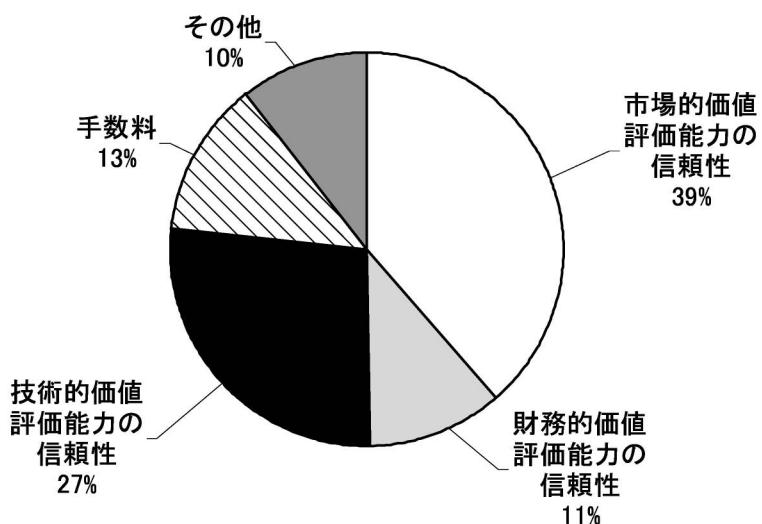
このことは、既に弁理士にとって実績のある権利の有効性や侵害性等の鑑定業務を核として知的財産の価値評価を求めていることが判明した。

[Q11(c)]: 弁理士への評価依頼内容



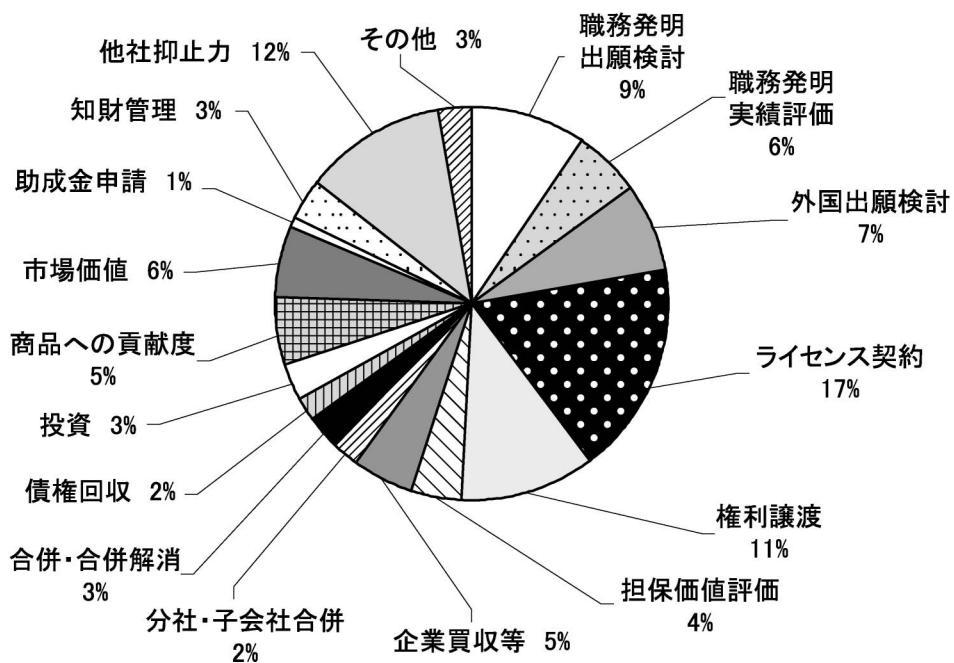
一方、弁理士に評価を依頼する予定のない企業は、その理由を、市場的価値評価能力の信頼性（39%）、技術的価値評価能力の信頼性（28%）、手数料（13%）、経済的価値評価能力の信頼性（11%）の順で挙げている（Q1-d）。市場的価値評価能力は、これまで弁理士に対して表立って要求されていた能力の分野とは異質のものであり、経済的価値評価能力等他の能力を含めて、今後、弁理士が知的財産価値評価を行う場合には研鑽すべき分野であると認められる。

[Q11(d)]: 弁理士への発明等評価不要理由



次に、今後、知的財産価値評価を弁理士に依頼する場合に、どのようなケースが予想されるか、という件に関しては、職務発明の補償（15%）、ライセンス契約（17%）、権利譲渡（11%）が依然として多数であるが、担保価値評価（4%）、企業買収等（5%）、他社抑止力（12%）のケースが増加している（Q12）。これは、単に知的財産を所有しているという旧来の形態から、知的財産を活用することにより自社の有利性を維持するというプロパテント時代の到来を裏付けるものである。

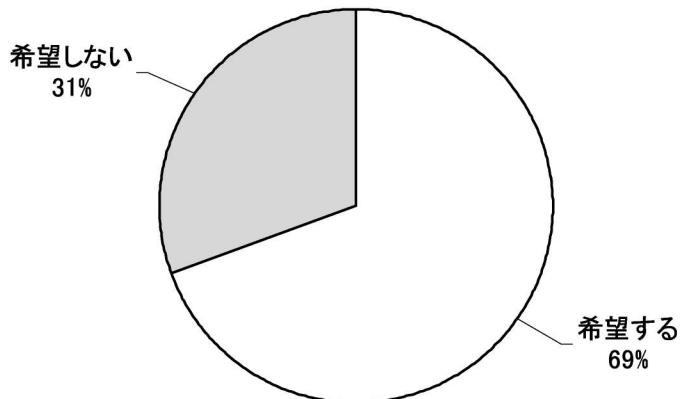
[Q12]：弁理士への評価依頼内容（今後）



（6）日本弁理士会に知的財産価値評価を行う機関が必要か否かについて

設立を希望する企業は、回答企業 589 社中、409 社（69%）である、これに対して、希望しない企業が 180 社（31%）であり、回答した企業の 7 割が設立を希望している。これは、日本弁理士会が中立な公的機関であり、知的財産に関する専門家集団であることが設立を希望する理由であると信じる。

[Q13]: 日本弁理士会の発明等評価機関設立



3. 4 弁理士に対する知的財産価値評価ニーズとその実状

(1) はじめに

いまや、わが国は、世界有数の知的財産の保有国となっている。そして、研究活動や想像活動の成果としての知的財産または企業等の信用を維持し、取引の安全をはかる標識としての知的財産は、専ら、権利行使とか創生・保護育成という面から重要視してきた。

わが国の昨今の経済等状況を観ると、経済環境が多様化しつつ企業の利益追及の姿勢が変容しており、その結果として企業の分割、統合、売却、業務縮小等が推進され、経済不況と相俟って倒産、破産等が相次ぐ中で、企業、個人の所有する知的財産価値評価の問題がクローズアップされつつある。現に、弁理士に知的財産価値評価についての相談があるとか、裁判所から特許等の財産的価値評価についての鑑定を求められるなど知的財産価値評価をしなければならない状況が発生している。

そのような状況下で、当委員会としては、知的財産価値評価が社会的ニーズとして弁理士会会員にどの程度、依頼や相談があるのか、また、会員がどのように考えているのか、その実態を把握するためにアンケートを実施することになった。

尚、このアンケートの実施に際し、弁理士が既に日常的に行っている、権利の有効性や侵害性の鑑定等の鑑定業務は除外して調査を行った。

(2) 調査対象・手法

このアンケート調査は、平成 13 年 10 月に実施された。

調査は、全会員を対象とし、設問 20 からなるアンケートと回答用紙とを会員に郵送し、回答用紙だけをファクシミリで送り返してもらう方法で行った。

回答数は、302 件(回収率は、7%)であった。

若干少ないという印象はあるが、有意義な資料を得た(資料参照)。

(3) 調査結果に基づく評価のニーズ

(イ) アンケート調査に当り、会員には特許事務所という組織の中で仕事をする人と、株式会社等の企業の中で仕事をされる人がいるので、その割合を知るための設問 Q1 を用意した。企業に属した会員は全体の 9%程度であり、個々に調査したが、回答全体に与える影響は少ないと判断できるものであったので、特に両者を分けずに評価することにした。

(ロ) また、会員の知的財産価値評価（権利の有効性や侵害性の鑑定等は除く）についての経験を有する人がどの程度いるのかを設問 Q2 で聞いた。

経験者は 132 名(44%)で、未経験者は 169 名(56%)であった。

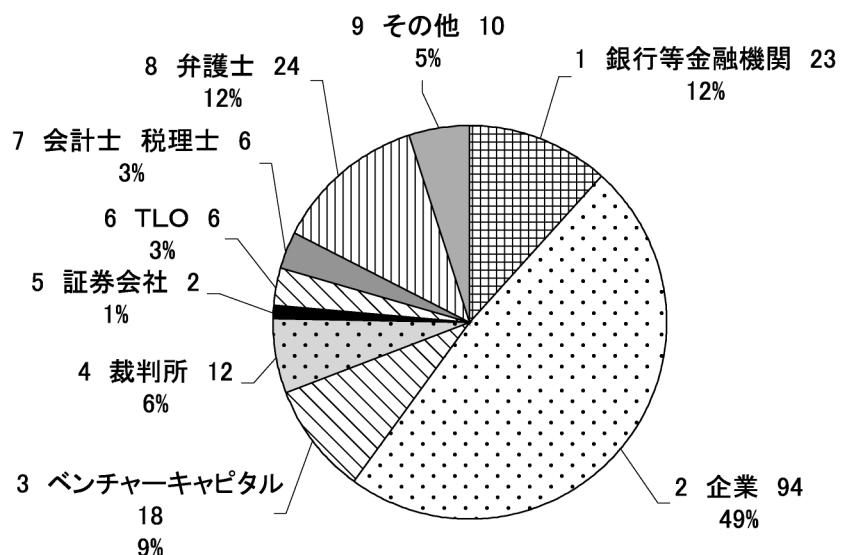
経験者に対しては、設問 Q2-1 から Q2-9 に回答してもらい、経験者を含めた全回答者には、設問 Q3 から Q11 に対して回答してもらった。

(ハ)知的財産価値評価について、依頼または相談を受けたことが「ある」とした回答（44%）に基づくと以下の通りである。

《依頼者または相談者》

まず、依頼または相談を受けた先としては（Q2-1）、「企業」が94件と圧倒的に多く、これに「弁護士」24件、「銀行等金融機関」23件、「ベンチャーキャピタル」18件、「裁判所」12件と挙げられた。「その他」の項目は、個人の権利者、発明家、コンサルタント会社、破産管財人等であった。

Q2-1. 依頼者又は相談者の職種は



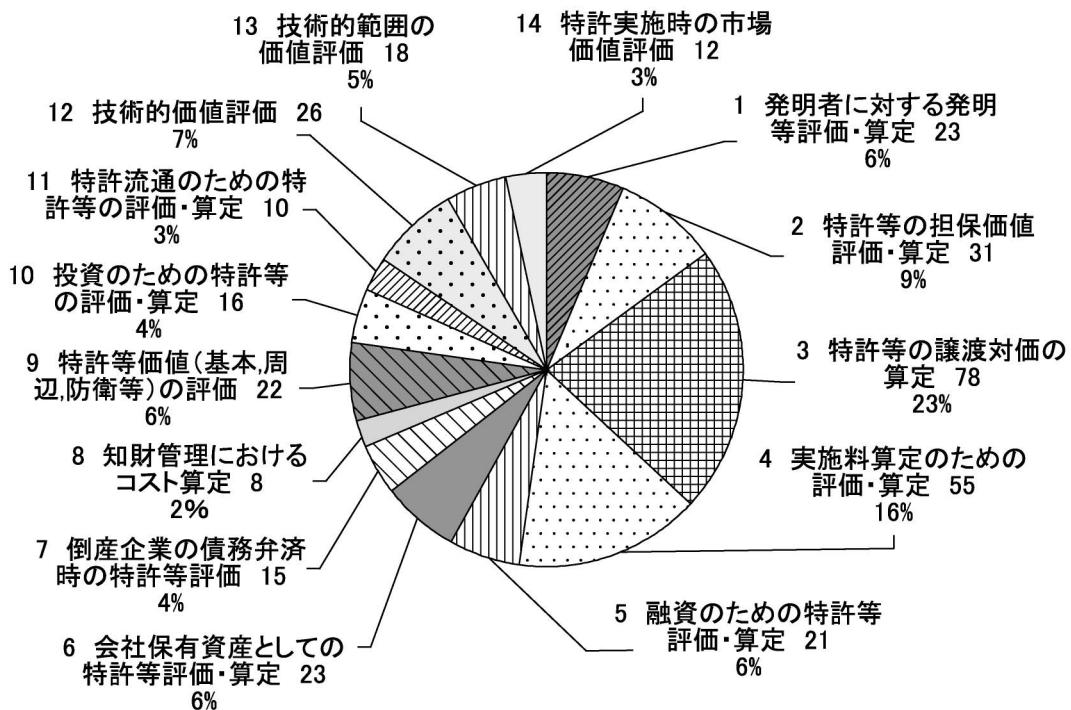
《対象物件》

そして、価値評価の対象物件としては（Q2-2）、出願前、出願中および登録後の工業所有権、ノウハウ、営業秘密、著作権、半導体回路、植物新品種、ドメインネームが価値評価の対象となっており、工業所有権に含まれる対象物件で、88%を示した。また、「その他」の項目は、出願前の相談、半導体回路、植物新品種、ドメインネーム等であった。

《評価の目的または内容》

価値評価の目的又は内容としては（Q2-3）、「特許等の譲渡対価の算定」78件（23%）を筆頭に設問で挙げた14項目の総てに涉って相談等を受けていた。2位以下に続く項目としては、「実施料算定のための評価・算定」55件、「特許等の担保価値評価・算定」31件、「技術的価値評価」26件、「発明者に対する発明等評価・算定」23件の順であった。

Q2-3. 発明の価値評価の目的又は内容は何でしたか



《受任の状況》

知的財産価値評価について受任したかの問い合わせ(Q2-4)に対して、回答者は、殆どの場合、受任か、相談に応じている(91%)。

断った回答者もいたが(12名)、その理由は、算定困難、利害関係の絡み、手法が分からぬ、専門外、資料データ不足等であった。

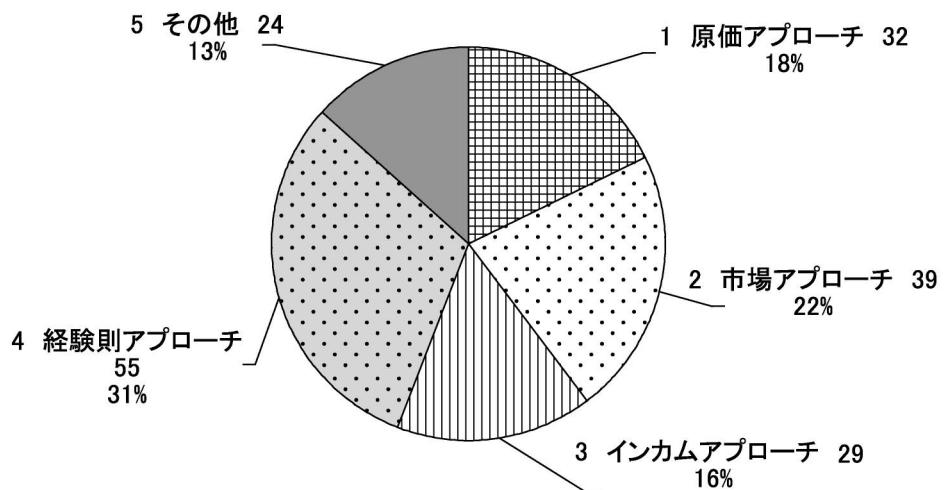
《評価の手法》

知的財産価値評価に際して、どのような評価の手法を用いたかの問い合わせ(Q2-5)に対して、設問で列挙した価値評価の手法が夫々用いられていた。これらの各手法、すなわち、「経験則アプローチ」55件、「市場アプローチ」39件、「原価アプローチ」32件、「インカムアプローチ」29件が、極端に偏る数値になつていいないのは、14項目に涉る種々の価値評価の目的等に対応して評価手法を変えて対処していることに起因しているようである(Q2-5及びQ2-6)。

Q2-5における「その他」の項目では、統計アプローチ、総合判断、他の関連特許の調査と比較、社内評価基準による、実施工料を考慮する等の意見が寄せられた(24件)。

Q2-6における「その他」の項目では、どれも重要、経験力による、他の方法を知らなかつた等の意見が寄せられた(16件)。

Q2-5. 発明等の価値評価に際し、どのような手法を探されましたか



《データ等の入手方法》

知的財産価値評価・算定にあたっての必要なデータ等の入手方法（Q2-7）は、多くは依頼者の提供するデータ等に基づいて行われているが、それを引き出す苦労とか、自分で収集する苦労があるようである。

《手数料》

知的財産価値評価・算定の手数料の決定方式（Q2-8）は、データ等の収集の困難性・度合いを反映してか自己の見積もり額を提示しているケースが多い（51%）。また、「その他」の回答（29件）で「無料とした」が多かった。

《回答者の意見》

経験者に対する最後の設問で（Q2-9）、受任した際の困った点を聞いた。これに対し、34件の回答が寄せられており、以下のようなものであった。

- i) 資料不足である、 ii) 算定基準が無い、 iii) 正確な評価の困難性、
iv) 断ったケースで結果に対する責任、 v) 財務知識の必要性、など。

(=) 次に、アンケート設問 Q3 から Q11 に対する回答者全員の回答に基づくと以下の通りである。

《依頼・相談への対処》

知的財産価値評価の依頼又は相談があった場合どうするかの問い合わせ (Q3) に対し、多くの会員は、受任 (28%) または前向きに検討する (28%) 方向にあるようである。「断る」とした回答も 19% あった (Q3)。

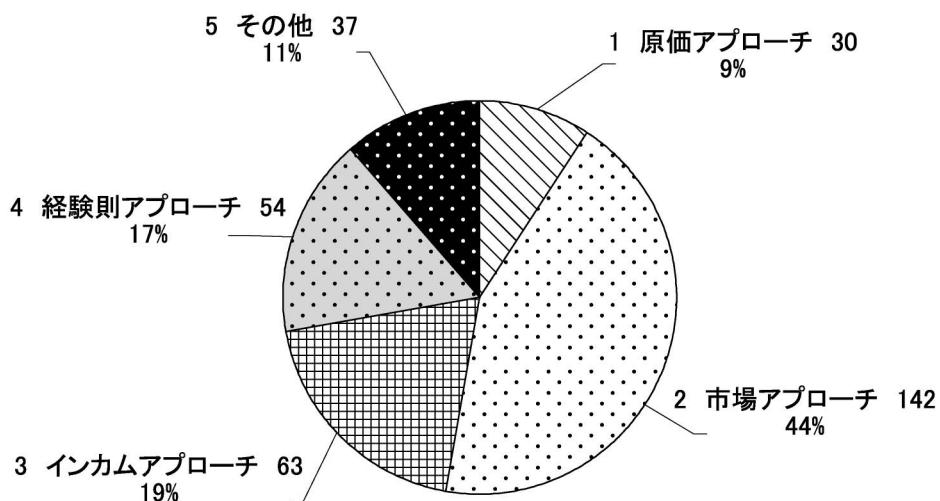
「その他」の項目の回答は、「相手・内容による」「分野による」「判らない」「ケースバイケース」等であった。

《評価手法》

知的財産価値評価・算定に採用する手法 (Q4) は、市場アプローチが、他のアプローチに対して多くの支持を得た。そして、インカムアプローチ 63 件、経験則アプローチ 54 件、原価アプローチ 30 件の順であった。

「その他」の項目は、総合判断、インカムアプローチに対して経験アプローチを加味する、更に市場アプローチを加え総合判断、発明の分野を考慮して判断、損害賠償ポテンシャル、ケースバイケース等の意見が寄せられた (37 件)。

Q4. 発明等の価値評価に際し、どのような手法を探られるのが望ましいと思われますか



《業務への採り入れ》

知的財産価値評価を「弁理士の業務」の一部とすることについて、どう考えるかの問い合わせ (Q5) に対して、弁理士にとって相応しい又はこなせる業務で

あるとする数（136）と、他の専門家とチームを組んでこなすのが良いとする数（144）とは近接し、それらの合計数（280）は、「弁理士には無理な仕事である」（25）の数を圧倒している。弁理士より相応しい専門家として、経営コンサルタントが上げられていた。

また、「その他」の項目として、弁理士以外は難しい、資格は関係無い、企業経験者がよい、能力に依る、などの意見が寄せられた。

一方、知的財産価値評価の業務を「自己の業務」とするつもりがあるかの問い合わせ（Q6）に対しては、現在または自己の業務として受任できると回答したのが合計で115件（38.5%）を占め、そして「検討中」59件、「未検討で態度を決めかねる」53件などの合計と略同数であった。これに対し「業務として行う積もりはない」の数は63件であった。

「その他」の項目に対して、係わりたい、頼まれれば…、クライアントに限定する、確信が持てない、適正があると思う等の意見が寄せられた。

《評価業務の環境》

知的財産価値評価を自分の業務とする場合に、どのような環境が必要と思いますかの問い合わせ（Q7）に対して、「日本弁理士会で研修をやってほしい」168件)、「日本弁理士会に、必要なときに問合せすることができる相談室のようなものがあれば良い」(77件)の両者の回答で82%を占めた。

また、「その他」の項目では、評価マニュアル、資料データ、事例集の作成を求める声があり、また、実務経験必要であり、データなども自分で蓄積する以外無い、研修で身につくものでもない等の意見が寄せられた(16件)。

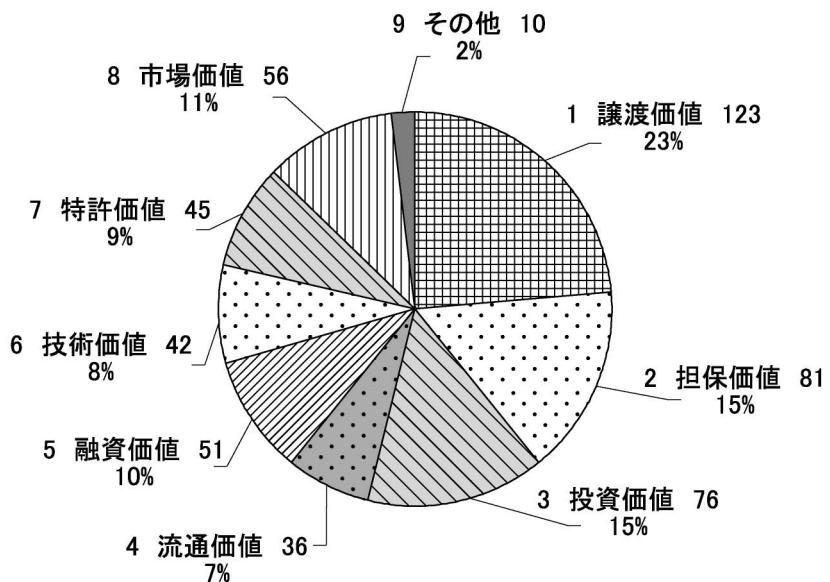
《依頼・相談等の予想》

今後、知的財産価値評価の依頼や相談は増加すると思われるかの問い合わせ（Q8）に対して、「増加する」(159件)、「かなり増加する」(23件)、「現状程度」(36件)、「なんとも言えない」(80件)と予想している。

増加すると思われる知的財産価値評価の内容は何かの問い合わせ（Q9）に対して、「譲渡対価」(123件)、「担保価値」(81件)、「投資価値」(76件)、「市場価値」(56件)、「融資価値」(51件)等を挙げられている。

「その他」の項目としては、判断できない、分からなかつた。

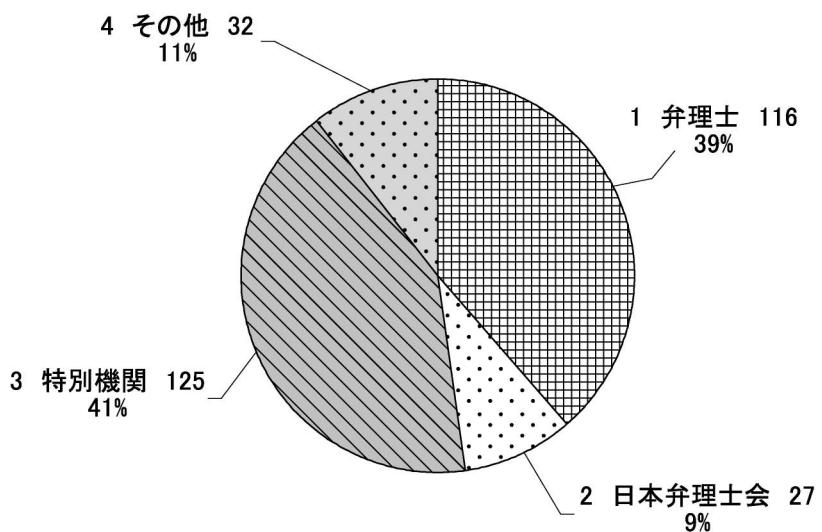
Q9. 増加すると思われる発明等の価値評価の内容は



《価値評価の主体》

知的財産価値評価は誰が行うのが望ましいかの問い合わせ(Q10)に対して、特別機関(125件)、弁理士(116件)、日本弁理士会(27件)が行うのが良いとしている。また、「その他」の項目では、「弁理士の専門家集団」「会計専門家」「弁理士との共同チーム」「専門家チーム」が挙げられている(32件)。

Q10. 発明等の価値評価は誰が行うのが望ましいと思われますか



「特別機関」によって知的財産価値評価をする場合、どのような機関が望ましいかの問い合わせ(Q11)に対して、「会計、金融等の専門化も入った総合的な機関」が望ましいとするのが196件(77%)あり、「日本弁理士会設立の単独機関」(46件)の数を大幅に上回った。

また、「その他」の項目で、「弁理士による専門家チーム」「評価システムを構築し、トライアルを重ね、資料作成、相談可能な機関の設立」「公的機関は時代に合わない」などの回答が寄せられた(11件)。

(4) 実状及び提言

- (イ) 上記アンケートの結果を基にしてニーズを検討すると、アンケートの回収率が悪かったとはいえ、回答者中の44%の会員が積極的に知的財産についての広範囲の価値評価を経験しており、今後、その支援をする方法、その経験・知識等の利用の方法を検討する必要があると思慮する。
- (ロ) また、未経験者も含めた全体の回答を見ると、知的財産価値評価を業務とすることについて、他の専門家とのチームを作ることを含めてその採り入れに意欲的であることが伺われる。知的財産についての価値評価の依頼又は相談が顧客および裁判所等から現実にあり、職務発明における「相当の対価」について話題になっている状況を見聞きし、また、今回の多くの回答が、この種の価値評価の依頼又は相談は今後増加するであろうと感じているように、知的財産価値評価に対する環境整備について、検討する必要があると思慮する。弁理士が価値評価を業務とするような場合には、資料データ、事例集等の資料整備、相談室の設置、研修会開催を検討しなければならないであろう。
- (ハ) また、同時に、知的財産価値評価を行う主体は、弁理士又は特別機関が行うのが良いとする回答が近接した数(116対125)になっており、特別機関は会計、金融等の専門家も入った総合的な機関が望ましいとする意見も多く、そして、知的財産価値評価の内容等がアンケートにも示されるように多岐に渉ることを考えれば、弁理士と「何らかの特別機関」とが夫々に得意な分野または適応する案件を分担することにより価値評価の処理をすることが望ましいものと思慮する。そうとするならば、自己の業務とするための環境作りと同時に「何らかの特別機関」の組織作りを視野に入れた活動を始動しなければならないと思慮する。

第4章 アンケート結果の分析と総評

(1) アンケート対象

今回第1乃至第4グループに委員を配属して各グループ毎にアンケート調査を行ったものであるが、そのアンケート対象として現に鑑定人の推薦依頼のある裁判所を第1グループが担当し、今後知的財産価値評価ニーズが増加するであろう、金融機関、ベンチャーキャピタル、ＴＬＯ等を第2グループが担当し、特許等知的財産に関する企業を第3グループが担当し、会員を第4グループが夫々担当して、各対象先に応じたアンケート内容にてアンケート調査を開始した。

(2) アンケート結果

アンケートの回収率は、第2グループを除きこの種アンケートとしては極めて高い回収率であった。特に第3グループの企業からは36%の高回収率であった。

第2グループは、金融機関、ベンチャーキャピタル等通常業務において必ずしも弁理士との接触が少ない企業が対象先であったため回収率は少ないので、多くの職種から回答が得られるとともにヒアリングによってその回答内容には満足すべきものがあった。

(イ) 知的財産価値評価の必要性について

知的財産価値評価の必要性については、一般企業のニーズは極めて高いが、金融機関やベンチャーキャピタル等においては担保融資自体が縮小傾向にあるとか、価値自体の信憑性が乏しい、発明等創作や出願が少ない等からの理由でその価値評価ニーズは必ずしも高くない。しかしながら、これらの要因には金融機関等の情報不足や知識不足も主要因となっていることである。

企業にとっては、職務発明の評価や職務発明の出願評価等における知的財産価値評価ニーズが最も高く（27%）、ライセンス契約時の評価（13%）、外国出願時の評価（12%）、知財管理時の評価（11%）が高いニーズとなっている。

これに対し会員への相談や依頼事項中、価値評価ニーズの高いのは、譲渡対価（23%）、実施工料算定（16%）、担保価値（9%）と必ずしも企業のニーズと一致していないが、会員への依頼者が企業（49%）以外に金融機関（12%）や弁護士（12%）、ベンチャーキャピタル（9%）等の依頼も多くあることが原因となっていることを裏付けるものである。

(d) 評価者

一般企業においては、知的財産価値評価は社内（80%）で行うのが圧倒的に多く、弁理士への依頼は13%と低いが、今後弁理士に依頼することを予定している企業は46%と高い数値となっていることは極めて注目すべき結果である。

さらに今後評価者としての最適任者としては、日本弁理士会に知的財産価値評価の特別機関を設置して欲しいと要望する声が企業で69%、会員では41%と高く、特に会員においては弁理士、会計士等の専門家による特別機関の設置を要望する声が78%と圧倒的に高いことに注目すべきである。

(e) 弁理士に対するニーズ

知的財産評価を弁理士に依頼するケースは、一般企業では13%と現状では低いが今後増加することは今回のニーズ調査の結果明らかとなった。

さらに、知的財産価値評価の項目も種々多様であるが、企業が弁理士に依頼する事項としては、ライセンス時の価値評価（17%）、職務発明の価値評価（15%）、他社抑止力としての価値評価（12%）等法務的価値評価を求める声が多く、このことは金融機関等においても弁理士には特許的価値評価（法務的価値評価）を求める声が多いがこれは現状ではやむを得ない結果である。

(f) 知的財産価値評価とその問題点

知的財産価値評価を正当且つ客観的に評価できる人や手法は、現時点では極めて限られるものではあるが一方でそのニーズが高い以上、何らかの対策が国家的、社会的に必要であることは明らかとなった。

知的財産価値評価は、技術的、法的、経済的3側面から総合的に判断しなければならずこれを弁理士や会計士単独で行うには限界がある。

よって、今回のアンケート結果からも明らかなように弁理士等の専門家集団による評価が望まれるところであるが、現実にはこれを正当且つ客観的に

行う機関や集団が存在しないところに問題があるのである。

(3) 総評

今回のアンケートの結果、日本弁理士会に対して上記のような専門家集団からなる知的財産価値評価のための特別機関の設置を要望するアンケートが圧倒的に多くあった。

しかるに、日本弁理士会としてこのような特別機関を設置することが可能か否か、可能であったとしても本当に正当且つ客観的な価値評価を責任もって行うことができるのであろううか。

仮に上記特別機関が評価したことによって依頼者に損害が発生した場合、その責任を日本弁理士会として取ることが可能であろうか。日本弁理士会のあるべき姿が問われているところである。

しかしながら、社会的ニーズや社会の声が大きく存在する以上、日本弁理士会としてあらゆる検討を行ったうえでそのニーズや声に答える必要があると思われるため、早急に特別機関設置のための政策検討を行うことが今回のアンケートに対する回答になると思う。

第5章 知的財産価値評価ニーズに対する対策

5. 1 国家としての対策

- (1) 我が国は最近プロパテント政策の一環として政府の直下に「知的財産戦略会議」を設置し、今後我が国の技術や商品が外国、特にアジア諸国で模倣されることを防止する保護対策の検討を開始した。このことは正に国家として知的財産の重要性を認識する意味では極めて重要な意義があるが、一方保護政策のみでは我が国経済や産業の活性化対策にはなり得ないことを認識しなければならない。
- (2) 現状のような最悪の不況下において、我が国経済を活性化する一手法として国内企業間のみならず我が国とアジア諸国の企業間の「知的財産の流通政策」を考えなければならない他、優良企業への金融機関やベンチャーキャピタル、エンゼル等の「投融資を活性化」させる政策、さらには企業間の合併、買収を進め「強い企業育成」させるための政策、またホームラン型の大発明を育成させるための「発明者の養成、保護政策」、さらに技術力のある「中小企業育成保護政策」等の対策を国家は早急に講じなければならないのである。
- (3) これらの対策を実行するためには、その大前提として正当に企業価値や技術価値を評価できるための手法である「知的財産価値評価システム」を国家政策として普及させることが重要な課題である。
- (4) このシステムを構築するには、技術的、法律的、経済的な側面が必要となるため、専門家集団が必要となるのであるが、その中核は日本弁理士会が最適任であることは今回のニーズ調査で判明した。よって、国家は日本弁理士会に対して上記システムを構築すべく支援を行なうべきである。

5. 2 日本弁理士会としての対策

- (1) 日本弁理士会は、本年度初めて当委員会を設置したが、今回の「知的財産価

「知的財産評価ニーズ調査」の結果、各方面から日本弁理士会に対して特別な知的財産評価機関の設置の要望が大きい事実を認識して、次年度以降に「知的財産価値評価機関」（仮称）を設置するための対策を早急に検討する必要性に迫られているのである。

- (2) その際検討すべきは、法的側面や技術的側面には弁理士が適しているが、経済的側面は弁理士には未知の分野であるため、公認会計士、金融家や企業家等を含めた、専門家チームからなる組織とすることが好ましい。
- (3) 特に最近、裁判所から日本弁理士会に対して知的財産権の譲渡対価の評価鑑定を求める鑑定人の推薦依頼が増加しているため、より一層上記のような専門機関を設置して日本弁理士会として客観的且つ正当な評価を行なうことが望ましい。

5. 3 弁理士としての対策

- (1) 今回の全会員に対するニーズ調査結果からも判明したように、企業のみならず弁護士や金融機関、ベンチャーキャピタル等から「知的財産の価値評価」に対する相談や依頼が増加していることに鑑みると弁理士自身も単に出願等対特許庁業務のみならず企業等依頼者の多様なニーズに対応するための意識改革と自己研鑽をしなければならないのである。
- (2) 現在程、弁理士に対する社会的期待や社会的ニーズが発生した時代は過去にはないのである。このことは正に我が国経済や企業が大きく変革していることを如実に示すもので、このような状況の中で弁理士のみが従来型の業務では社会から取り残されることに気付かなければならぬのである。
- (3) 知的財産価値評価については、今後益々各弁理士に相談や依頼があると予測できるが現状でそれを受任して正当且つ客観的に評価できる弁理士は限られるものと思う。
よって今後各弁理士自身が努力するとともに日本弁理士会はそのための研修等の充実を図るべきものである。

第6章 日本弁理士会に対する提言

1. 調査結果からの提言

- (1) 今回のニーズ調査の結果、知的財産価値評価に対する会員への相談、依頼が増加傾向にある他、現に数多くの会員が受任し業務としている現状に鑑みると、日本弁理士会としては早急に会員に対する指導対策を講じる必要がある。
- (2) さらに社会的にも企業や金融機関、裁判所等から知的財産価値評価のニーズが日本弁理士会や弁理士に求められている現状に鑑みると国家的、社会的にも日本弁理士会はこれらのニーズに対応する諸策を講じる必要があると考える。

2. 今後の対策提言

(1) 研修実施

今回の会員アンケートの集計結果、57%の会員が知的財産価値評価に対する日本弁理士会の研修を希望している実状に鑑みるとともに会員が現に業務として価値評価を行なっている以上、早急(平成14年度)に研修所にて研修を実施されるべきことを要望する。

このことは、この種価値評価業務は極めて困難性がある一方、依頼人からは客観的且つ正当な価値評価を求められているため十分な知識と経験が必要となる故に研修の充実が重要であると考えるのである。

(2) 知的財産価値評価機関の設立

- (1) 本年度は、知的財産価値評価に対する社会的ニーズの調査、研究を行なったものであるが、その調査結果は既に詳述のとおり、今後益々重要且つそのニーズが増加することが予測される一方、現在我が国においてこれを正当且つ客観的に評価する機関やシステムが存在しない。

さらに今回のニーズ調査の結果、50%の会員からまた69%の企業から日本弁理士会に対してこのような知的財産価値評価のための特別な機関の設置を求

めていることが判明した。

- (ロ) 以上ニーズ調査結果を踏まえ、今後日本弁理士会として「知的財産価値評価機関」(仮称)を設立するための早急なる準備と対策を望むものである。但しその評価には技術的価値評価と法的価値評価並びに経済的価値評価の3側面からの評価が必要となるため、その機関の構成員は弁理士のみでは不十分で公認会計士、金融マン、企業家等専門集団から構成されなければ意義がないものと考える。
- (ハ) いずれにしても、日本弁理士会としては今後 21 世紀の国家的政策として、あるいは社会的ニーズに答えるべく責務があるものと思われる所以早急に前記提言を具現化されるべきことを当委員会は要望するものであると同時にこの種「知的財産価値評価」に対する情報やマニュアルの提供等が早急に必要である。

第7章 おわりに

1. 本年度初めて設立された委員会ではあったが、各委員、特に各副委員長が今回のテーマに対して極めて深い理解があったため、そのニーズ調査と調査に対する分析を行なうことができ一応の成果を得られたことに対し深く感謝するものである。
2. 現在我が国経済が未曾有の不況下にあり、経済のみならずあらゆる産業分野において、改革がスタートし各企業がその生き残り戦略と成長戦略を模索しているのである。
今後我が国は、知的創造を基盤としたプロパテント政策とニュースピリット政策を実行しなければ世界で孤立することになるであろう。

このことは企業も新たな知財戦略を構築しなければならないと同時に知的財産を経営資源と認識して経営戦略を考えなければ企業の生存すら危うくなるのである。

一方、日本弁理士会は無論、弁理士自身も上記経済状況や社会状況を十分認識して、「日本弁理士会の使命や責任」、「弁理士意識の改革と業務の見直し化」を図ることに迫られているのである。

「知的財産権価値評価」は単なる数字で表わすだけではなく、その結果が「技術評価」、「企業価値」、「企業評価」として認識されることが前提となるのであり、数字だけに意味があるのでなく、「知的財産の活用」、「知的財産とビジネス」に意義があることを認識していただきたいのである。

最後に、本年度の当委員会の活動は、日本弁理士会における「知的財産価値評価」に対する第1ステージにすぎないが、これが第2、第3ステージに発展することを当委員会として期待するものである。

資料：発明等評価に関するアンケート結果

第 1 グループ

(裁判所等におけるニーズ調査)

発明等評価検討委員会アンケート用紙

裁判所 :

内 容 :

当事者 :

-
- 1) 評価・鑑定の対象
 1. 特許（出願中・権利）
 2. 実用新案（出願中・権利）
 3. 意匠（出願中・権利）
 4. 商標（出願中・権利）
 5. 著作権
 6. 不正競争
 7. その他（ ）
 - 2) 評価・鑑定について、裁判所から求められた事項
 - 3) 評価・鑑定に当たり裁判所から提供された、事件の背景・概要説明や、その他の資料・情報
 - 4) 評価・鑑定に当たり参考にされた評価手法
 - 5) 評価・鑑定に至るまでの評価手順を、権利の有効性、利用関係、ライセンスの有無、存続期間などの権利評価、市場規模、シェア、売上などの市場評価、代替技術の有無、競合品の存在、製品寿命などの技術評価等、実際に行われた評価項目も含め、教えて下さい
 - 6) 評価・鑑定に要した労力（調査、有効性の判断など）
 - 7) 評価・鑑定を経験されてのご感想・問題点など
 - 8) 弁理士として発明等の評価に限界があると思いますか
 - 9) 限界があるとすればどのような点ですか
 - 10) 裁判所のニーズに応える十分な評価ができたと思われますか
 - 11) 評価人として弁理士が適任と思われますか
 - 12) 評価機関として日本弁理士会に付属機関を設置すべき必要性を感じますか
 - 13) 裁判所以外から発明等評価を依頼されたことがありますか
 - 14) あると答えられた方は誰から依頼されましたか
 - 15) 裁判所への要望事項
 - 16) 発明等評価検討委員会・日本弁理士会への要望事項

裁判所ヒアリングシート

1. 発明等の知的財産の評価に関するニーズはどのような場合に生じるのか
 - a. 事件の種類（破産事件、損害賠償請求事件等）
 - b. 対象（特許、商標、著作権、ノウハウ等）
 - c. だれが評価するのか（弁理士、弁理士以外）
 - 裁判所内部
 - 裁判所外部
2. 依頼資料（権利目録、訴訟記録など）
3. 評価結果の取り扱い（参照されるのか）
 - 満足度　品質
 - 期間
 - 料金
 - 問題点
4. 件数（統計などの存在の有無）
5. 日本弁理士会における評価機関設立についてのニーズ
 - ニーズ自体あるのか
 - どのような機関を望むのか
6. 裁判所に評価についての統計、資料などがあるのか
7. その他問題点、意見、感想等

第 2 グループ アンケート結果

(金融機関、ベンチャーキャピタル、ＴＬＯ等のニーズ調査)

[共通事項]

■御社の職種は何ですか？

銀行 7、証券・投資相談 3、ＴＬＯ 3、シンクタンク 2、金融技術開発会社 1、キャピタル 1、監査法人 3、国立大学 1、個人 2

■日本弁理士会をご存知でしたか？ Yes 24、No 1

■弁理士の職務内容をご存知ですか？ Yes 23、No 2

■以前に知的財産権についての評価を弁理士に依頼したことがありますか？ Yes 5、No 20

■弁理士に依頼したことがある場合、その内容を記入してください

- (1) 金銭的評価ではなく、自社出願特許の特許成立可能性等、技術的側面からの評価を依頼した。
- (2) 自社で開発したソフトウェアが特許になるかどうかの評価を依頼した。
- (3) 侵害判定及び先行文献調査を依頼した。

■弁理士に知的財産権の評価を依頼する機会があると仮定した場合、どのようなものをどの時点でどのように評価して欲しいですか（料金を含む）？

- (1) 会社が従業者等の発明者から権利譲渡を受けた際の報奨金支払額を算定するときに、概ね妥当と考えられる数値を簡易にかつ低料金（1件数万円程度）で評価して欲しい。
- (2) 他社との間でライセンス、譲渡等の有償契約を締結するときの対価を算定するときに相応の論拠を含めた妥当な数値で評価して欲しい。この場合は、算定額の数パーセント（10万円～内外）が上限かと思われる。
- (3) 融資予定企業の事業と同社保有特許との技術範囲の広狭・周辺特許を10万円程度で評価して欲しい。
- (4) 例えば、ある事業を立ち上げるときにその事業の貢献度的な価値評価を料金100万円迄で評価して欲しい。実際の事業とリンクしないと経済的価値は判らないと思うので、そこから貢献度の評価から経済的価値までを評価して欲しい。日本弁理士会にはそのような裏付けとなる実データを収集・整理して世の中に提供して欲しい。
- (5) 特許権の経済的価値を評価する場合、技術的観点からみた進歩性とその特許

権がいつ事業に結びつくかを見る必要があるので、そこまで踏み込むプランを弁理士の方からアドバイスがあればと思う。

- (6)企業買収等のデューデリジェンス（企業価値評価）において、知的財産権の価値評価を検討する必要がある場合に弁理士に依頼することが考えられる。
- (7)特許のライセンス検討時に、適正なライセンス料設定のための評価を依頼したい。
- (8)取引先保有特許を用いた資金調達スキームの検討時に、当該特許の技術的評価を依頼したい。
- (9)個別ケースになる。特に必要なのは、排他性・市場性・発展性についての評価を依頼したい。
- (10)出願前発明の扱い、特許性があるかどうかの評価、海外特許の評価等。
- (11)教員から大学での研究によってなされた発明の届け出があった場合、当該発明に国費を費やして出願するべきか否かの判断が必要となる。その判断の指標として弁理士等の知財権に関する識者による評価が望まれる。このことは、いずれ国立大学が法人化した際、国に代わり大学自身が出願、維持費用を捻出することとなると、その正否が大学運営に影響する問題としてより重要になると思われる。
- (12)企業間の特許関係の移転対価の鑑定を依頼したい。料金に関しては、移転内容の複雑性による。
- (13)特許等の技術移転の交渉時に、一時金、対価の算定の目安として技術的な評価を依頼したい。料金は、10万／件程度。
- (14)出願審査請求の時点に、ディスクレントキャッシュフローでの評価を依頼したい。
- (15)当面、評価を依頼することはないが、強いていえば、著作権等について、第三者が行った評価プロセスの妥当性について意見を伺う程度であろう。
- (16)プログラム著作物の使用料率算定の基礎となる定量的評価を依頼する。
- (17)監査法人の業務で予想される知的財産権評価の機会としては、企業合併、事業買収等の際に、その企業ないし事業と特許との関わりの評価が考えられる。料金は、専門家として妥当な額であれば問題ないと思う。

※重複している部分については省略した。

■ 知的財産権評価に関して、弁理士、日本弁理士会、発明等評価検討委員会に対して望むことがありましたら、記入してください。

- (1)特許の流通市場に対する各種貢献。

- (2) 評価実績がある程度積みあがった段階で、評価プロセス・考え方等を一般化・抽象化して、広く情報を提供して頂きたい。
- (3) 特殊な知的財産権を担保に各種ファイナンスを実行する場合に、審査を行う時点で、担保評価についての示唆を頂きたい。
- (4) 自社の評価チームに参画して欲しい。
- (5) 特許および特許以外の知的財産権評価の枠組を提示して欲しい。
- (6) 発明等評価を客観化、定量化する客観的な基準を提示して欲しい。
- (7) 大学の教員の発明届けの際の当該発明の特許化の可能性、価値等に関する助言サービスを普及して欲しい。

[個別質問]

<銀行・金融系>

- 発明、商標等の知的財産権の評価を担当するセクションがありますか？ Yes 4、No 3
- 知的財産権についての調査・研究を行っていますか？ Yes 5、No 2
- 調査・研究を行っている場合、どのような目的で行っていますか？
 - (1) 自社の知財権保護・防衛、顧客への助言。
 - (2) ビジネス方法の特許に対して業務防衛的な観点から。
 - (3) 経営戦略、技術開発戦略、企業評価、事業性・事業リスク評価等。
 - (4) 顧客の事業展開サポートのため。
 - (5) 主に争訟への対応あるいは特許出願等への対応。
- 知的財産権を担保にした融資は行っていますか？ Yes 3、No 4
- 上記融資を行っている場合、担保評価はどのようにして行っていますか？
 - (1) 対象特許に関する事業から生じる将来キャッシュフローをDCF（ディスカウント・キャッシュフロー）法で現在価値に換算する。
 - (2) 目的物に応じたDCF法を応用しながら、個別に定量・定性評価も加え、最終的に金額を出す。
- 審査において、知的財産権の金銭価値の評価を行うことがありますか？ Yes 3、No 4
- 上記の評価が必要なのは、どのような場合ですか？
 - (1) 担保取得。
 - (2) 知的財産権を担保に各種ファイナンスを実行する場合。
 - (3) 社内基準によるが、今後は広範に必要となってくる。
- 上記の評価は、社内で行っていますか、または外部に委託していますか？

社内 2、社内及び外部 3

■ 上記を外部に委託する場合、委託先はどのような機関ですか？

- (1) 提携シンクタンク、及び、技術士・弁理士事務所

■ 融資の審査担当者に、知的財産権に関する教育・研修を行ったことがありますか？

- (1) 知財権を含む技術評価についての研修であれば、ある。
(2) 金融特許連絡会を開催し、勉強している。
(3) 金融特許マニュアルを整備している程度。
(4) 基礎的な研修は行っている。

■ 知的財産権に関する審査結果が、実質的な融資判断に影響することがありますか、又は過去にそのような事例がありましたか？

- (1) ある 4
(2) 個別案件に即して、限定的に実施したことはある。
(3) 通常の担保の補助的位置付けと考えているので、直接影響することはない。

■ 今後、審査において知的財産権に関する比重が高まると思いますか？

- (1) 思う 4
(2) どちらとも言えない 1
(3) 思わない 1

■ 上記のニーズのために、具体的に調査・研究・提携等を進めていますか？

- (1) 調査・研究は進めている 2
(2) 休止中 1
(3) 証券化やフィルムファイナンス等については散発的に調査を行っている 1

■ 知的財産権を担保にした融資を行っていない場合、行わない理由は何ですか？

- (1) 市場が確立されていない。
(2) 陳腐化のリスクが大きい。
(3) 知的財産権の換価性が流動的である。
(4) 担保の換価処分の問題がある。

<シンクタンク>

■ アナリストレポート作成時に、発明、商標等の知的財産権は調査項目に入っていますか？ Yes 1、No 1

■ 上記調査を行う場合、調査の内容はどのようなものですか？

- (1) 既存特許を調査する程度。

■ 上記調査を行わない場合、その理由は何ですか？

- (1) 知財は企業評価における一要素であるには違いないが、企業価値を左右する

ケースは稀であることが主因。特に、大企業を対象とする場合は、調査をする必要性が低い。

(2) コストが割りに合わない、かつ既存特許はないだろうとの見込み。

■社内で知的財産権の評価を行うための特別な取組みを行っていますか？ No 2

■アナリストの調査時に、知的財産権の金銭的な価値評価を行うことがありますか？ No 2

■株式公開時の評価で、リスク情報として知的財産権に関する項目を重視していますか？

Yes 1, No 1 (当然、考慮の対象ではあるが、特段の事情がない限り重視はしない)

■株式公開前の知的財産権に関するリスク情報は、十分であると思いますか？ No 2

(1) 株式公開前には知財に関しても相応（数段階の）のチェック（デューデリ）があり、開示されるべき場合には開示される。ただ、知財以上に、財務その他経営上の情報の重要度が高いのが現状と考える。

■知的財産権に関するリスク情報は、十分であると思いますか？ No 2

<キャピタル>

■投資先候補を選別する際に、発明、商標等の知的財産権の状況について調査を行いますか？ Yes 1

■投資先等から、知的財産権の評価について相談されたことがありますか？ Yes 1

■上記の相談があったのは、どのような場合ですか？

(1) 特許出願の際の特許性等

■投資時の企業審査で知的財産権に関する項目がありますか？ Yes 1

■上記項目がある場合、具体的にどの程度の内容を調査しますか？

(1) 出願内容の開示程度

■知的財産権に関する審査結果が、実質的な投資判断に影響することがありますか？ No 1

■審査において、知的財産権の金銭価値の評価を行うことがありますか？ No 1

■審査において知的財産権が考慮されていない場合、その理由は何ですか？

(1) 担保に取る必要がないこと、ベンチャービジネスは権利取得済のものもなく、特にそれに依拠する事業以外は差はないものとして考えている。

■審査担当者に、知的財産権に関する教育・研修を行ったことがありますか？ Yes 1

■今後、審査において知的財産権に関する比重が高まると思いますか？ Yes 1

■具体的にはどのような審査・調査のニーズが発生する可能性がありますか？

(1) 権利取得可能性 権利安定性、資産評価 競合他社の保有状況。

■上記のニーズのために、具体的に調査・研究・提携等を進めていますか？ No 1

<監査法人>

■未公開企業のショートレビューにおいて、発明、商標等の知的財産権は調査対象になりますか？

Yes 1、No 1（オンバランスされている知的財産権の資産性に関する会計的評価に限定）

■上記で調査対象になる場合、どのような内容を調査しますか？

- (1) その知的財産権が、被調査会社のビジネスモデル上重要な場合において、出願状況の確認（公開段階か審査終了か）及び出願者等が当該企業内の者か等の観点で調査を実施する。

■上記において、具体的な価値評価まで行うことがありますか？ No 2

■上記の評価は、内部で行いますか、外部に委託する場合はどのような機関ですか？

- (1) ショートビュ一段階では、価値評価までは実施しないが、具体的な知的財産権に伴う取引が発生している場合は、被調査会社より、第三者よりの取得価格そのものの根拠を提出してもらうことになる。

■株式公開前の企業の監査において、知的財産権は監査対象になりますか？

Yes 1、No（オンバランスされている知的財産権の資産性に関する会計的評価に限定）

■上記で監査対象になる場合、どのような内容を監査しますか？

- (1) ロイヤリティ等の取引の内容の把握、試験研究内容の把握、特許権の資産評価、その他知的財産権そのものを移転した場合の取引対価の適正性の検討、さらに、研究開発型企業の場合は、知的財産権の保全のための組織が存在しているか等のマネジメント体制。

■上記において、具体的な価値評価まで行うことがありますか？ Yes 1、No 1

■上記の評価は、内部で行いますか、外部に委託する場合はどのような機関ですか？

- (1) 監査上は、知的財産権に関する対外的な取引行為がある場合は、被監査会社において当該価値評価にかかる鑑定書等を外部（知的財産権評価の専門のコンサルティング会社）より入手してもらい、立証証拠の整備を指導する。その評価の妥当性を検討する。

■株式公開された企業の決算において、知的財産権の価値評価を行う場合がありますか？ Yes 1、No 1

■上記の評価は、内部で行いますか、外部に委託する場合はどのような機関ですか？

- (1) 監査上は、知的財産権に関する対外的な取引行為がある場合は、被監査会社において当該価値評価にかかる鑑定書等を外部（知的財産権評価の専門のコンサルティング会社）より入手してもらい、立証証拠の整備を指導する。その評価の妥当性を検討する。

■知的財産権の取引時において、価値評価の依頼を受けることがありますか？ No 2

（監査上は、独立性確保の観点から、自ら評価を行うことはない）。

<証券・投資相談>

- 株式公開の審査時において発明、商標等の知的財産権を考慮することはありますか？ Yes 1
- 上記の審査に際して外部機関（顧問弁理士等）に調査を依頼することがありますか？ Yes 1
- 調査を依頼する場合、現状の内容で十分ですか？ No 1
- 上記の審査を行うために、何らかの調査・研究・提携等を行っていますか？ No 1
- 上記の審査で、知的財産権の価値評価まで行なうことがありますか？ No 1
- 今後、公開審査において知的財産権に関する比重が高まると思いますか？ Yes 2
- 株式未公開企業を選別する際に、知的財産権の状況について調査を行ないますか？ Yes 2
- 株式未公開企業について、知的財産権の評価について相談されたことがありますか？ Yes 1、No 1
- 株式公開企業について、知的財産権の評価について相談されたことがありますか？ Yes 1、No 1
- 株式公開企業について、知的財産権の証券化について相談されたことがありますか？ Yes 1、No 1
- 知的財産権の評価が、企業価値の評価に用いられるようなケースはありますか？ No 1

<ＴＬＯ 大学>

- 発明、商標等の知的財産権についての調査・研究を行なっていますか？ Yes 2、No 2
- 上記の調査・研究を行なっている場合、それはどのような目的で行なっていますか？
 - (1) 大学の教育研究活動並びに技術移転活動の充実のため。
 - (2) 出願の前段階
- 出願前又は権利化後に発明、商標等の知的財産権の評価を行なうことがありますか？ Yes 2、No 2
 - (1) 大学では、建前上、発明委員会が評価を実施していることになっているが、実際のところ、発明の内容に熟知しているのが発明した教員だけであることが殆どのため、他者から価値を否定するような意見がでることはまず無い。評価の役目は果たしていないのが実態かと思われる。
- 出願前又は権利化後に知的財産権の金銭価値の評価を行なうことがありますか？
 - Yes 1 (必要に応じて技術移転の際に)、No 3
- 上記の各評価を行なっている場合、評価基準として使用しているものがありますか？
 - ある 1、
 - ない 1 (売上、シェア、利益、特許貢献比率を予測し、価値を評価している)
- 上記の各評価を行なっている場合、それは内部で行ないますか？ Yes 2、個人レベル 1
- 上記の各評価を外部に委託する場合、委託先はどのような機関ですか？
 - (1) もし、評価を外部に依頼することを想定した場合、科学技術振興事業団の特許化支援事業との連携の可能性が考えられる。現在のところ当該特許が国有となつた場合、学外で扱えなくなるため、ＴＬＯ等では事前に評価をお願いする

のが難しい。

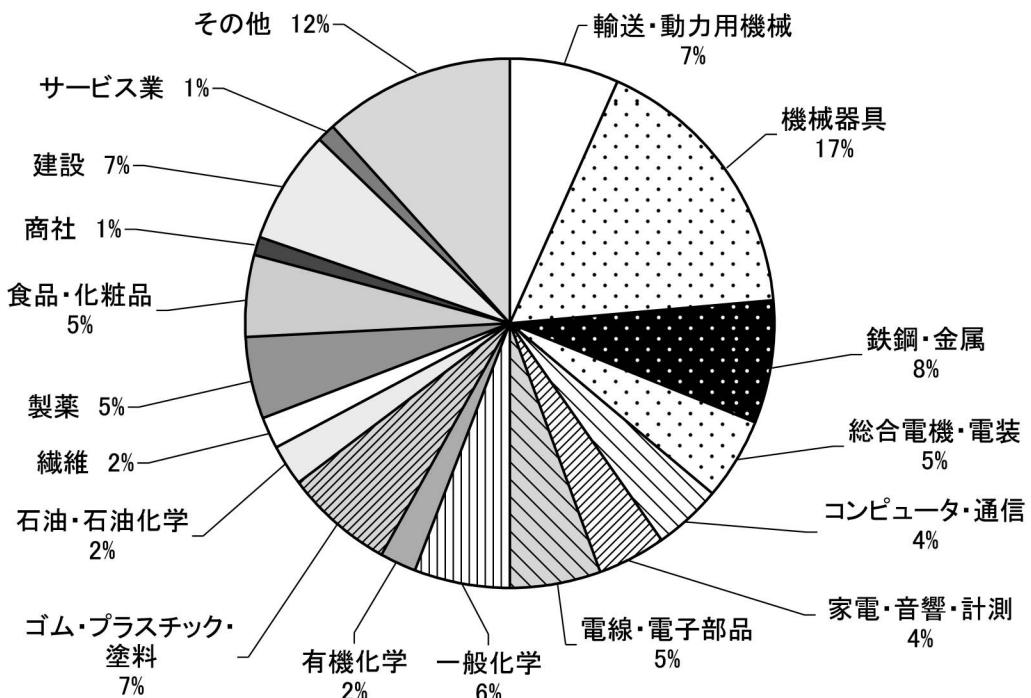
■上記の各評価を行っていない場合、評価の必要性を感じますか？ Yes 3

■評価の必要性を感じるはどのような場面ですか？

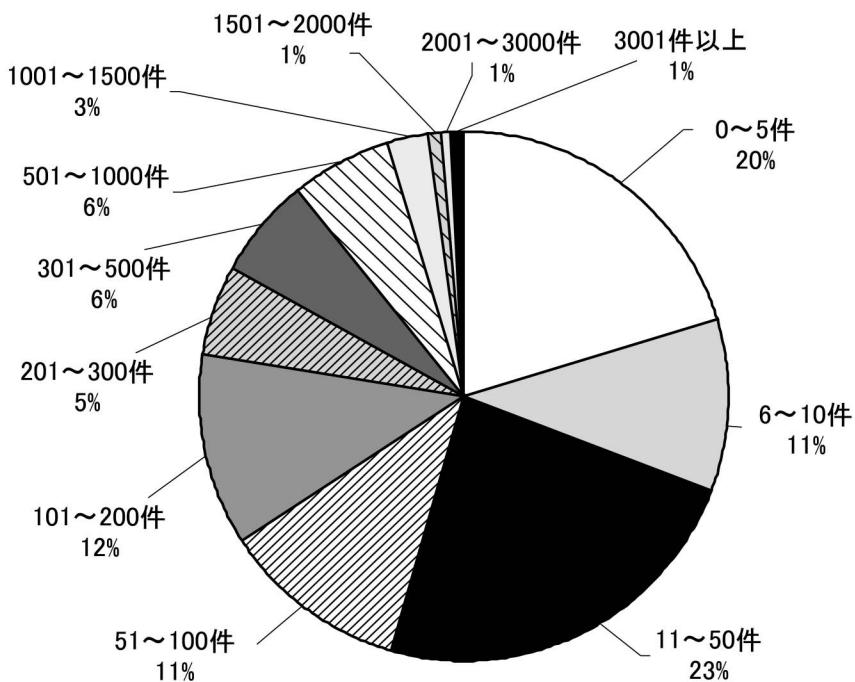
- (1) 発明を特許出願することの妥当性。
- (2) 出願前、契約前、外国出願前。
- (3) 出願の可否判断、技術移転に際しての一時金対価交渉時。

第3グループアンケート結果 (企業におけるニーズ調査)

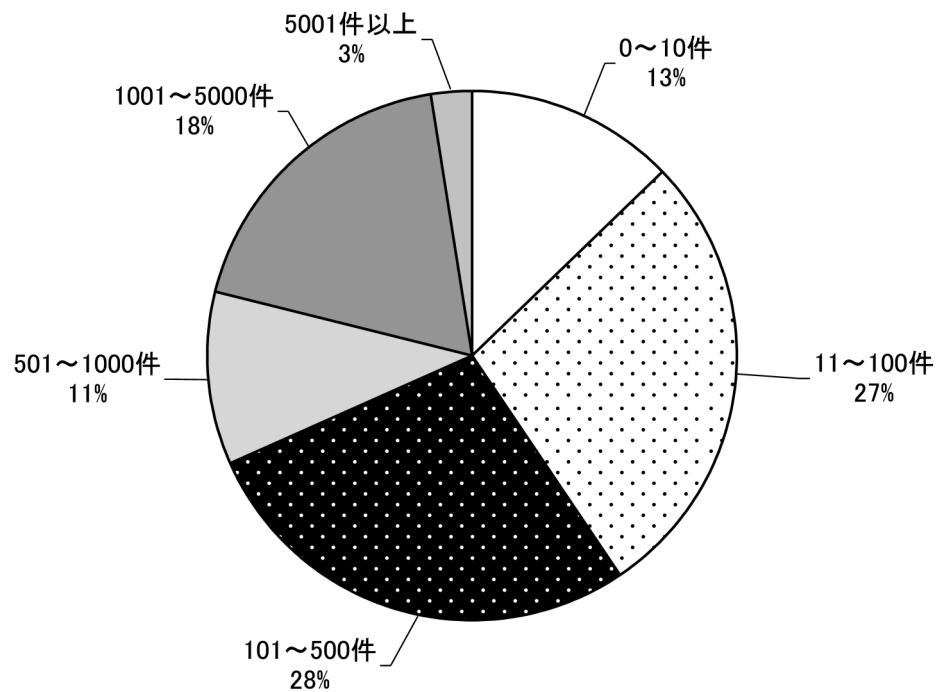
[Q1]:業種



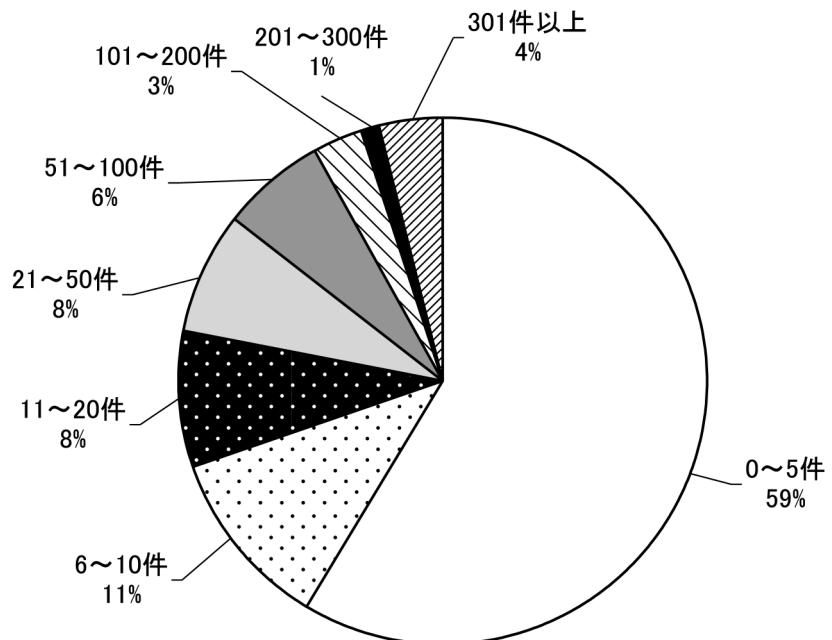
[Q2]:年間平均出願件数



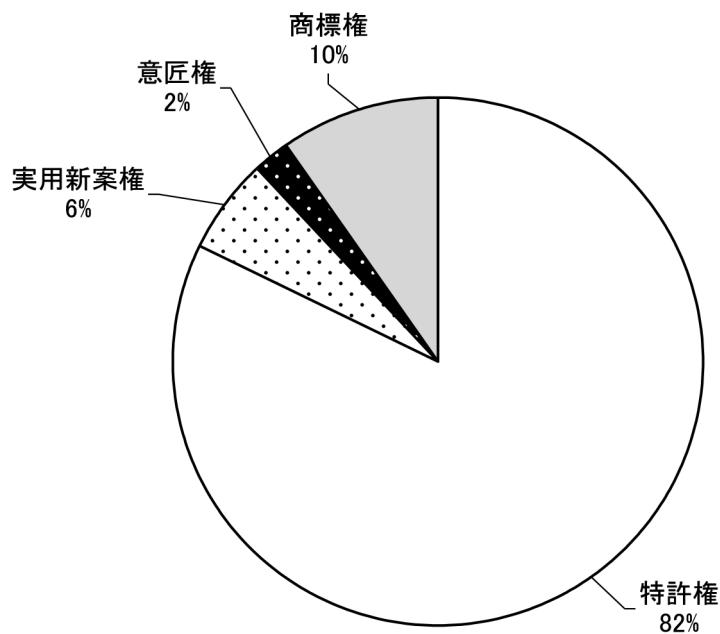
[Q3]:特許権等の所有件数



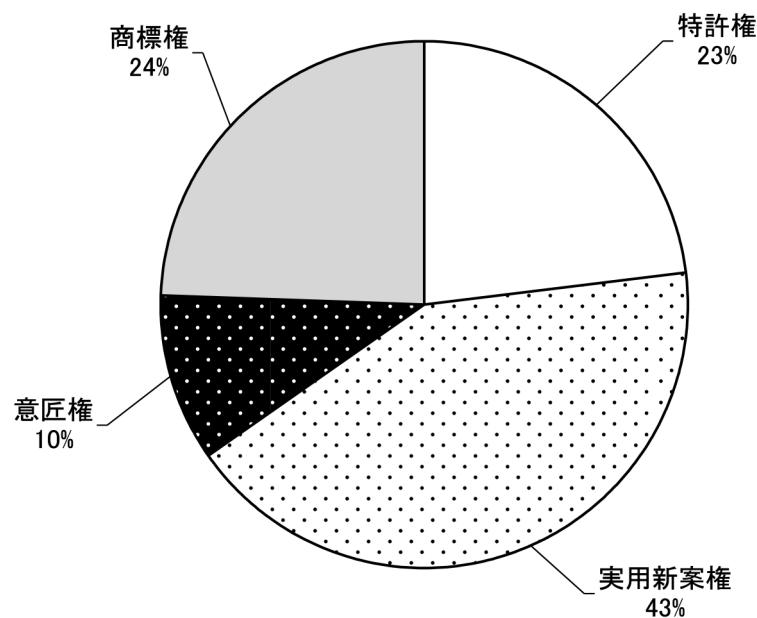
[Q4]:ライセンス契約対象件数



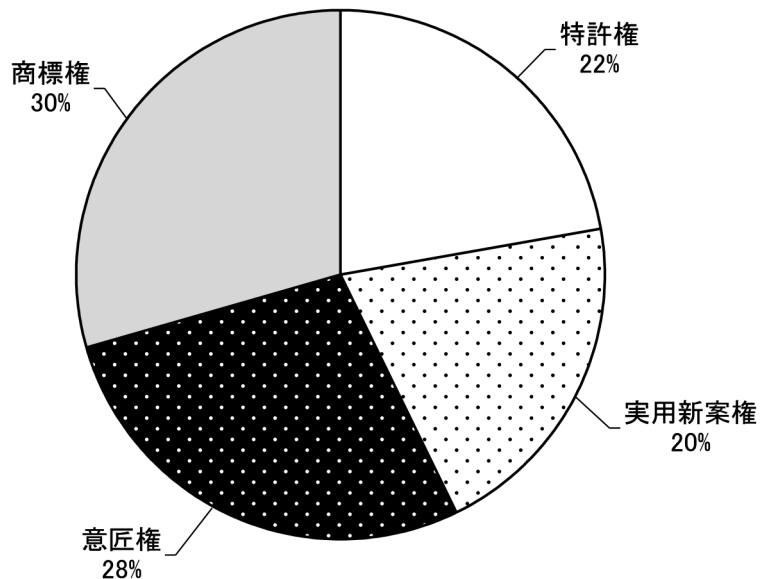
[Q5] : ライセンス契約対象<1位>



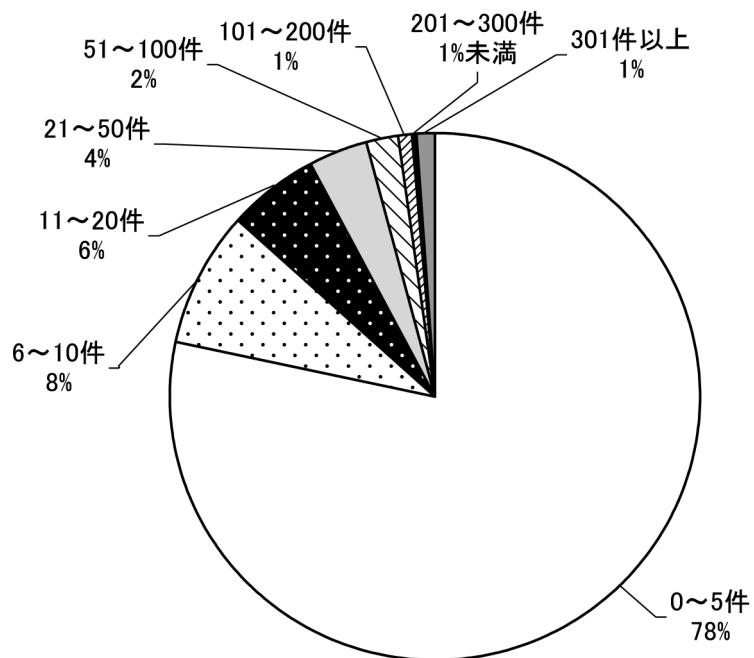
[Q5] : ライセンス契約対象<2位>



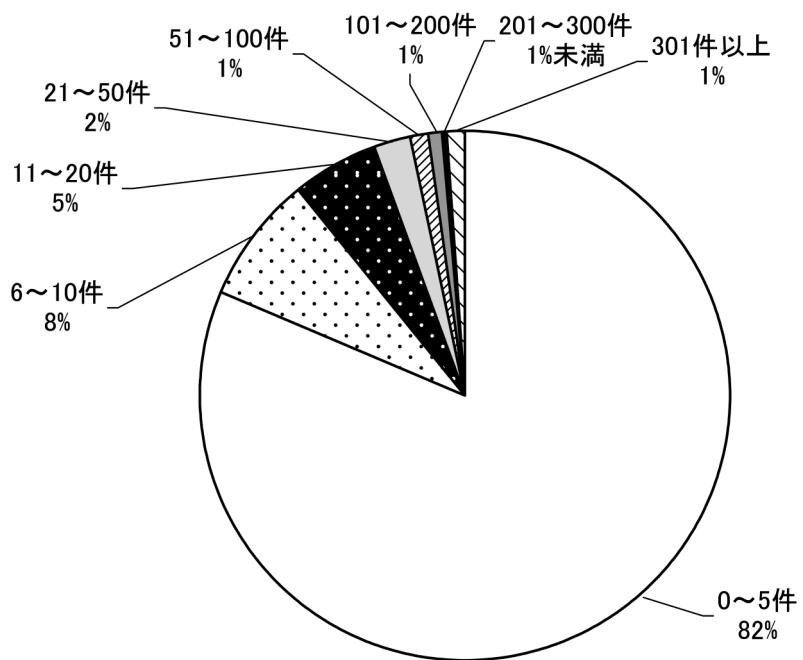
[Q5] : ライセンス契約対象<3位>



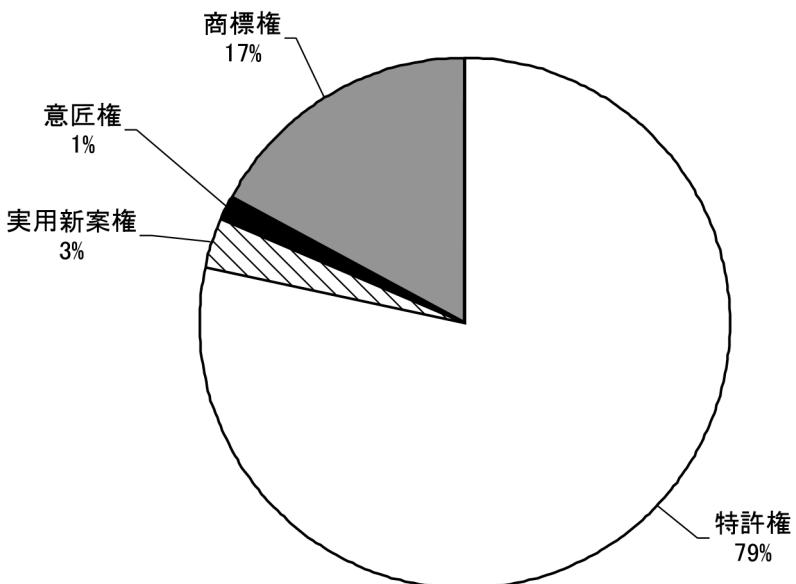
[Q6] : 過去5年間に譲渡した件数



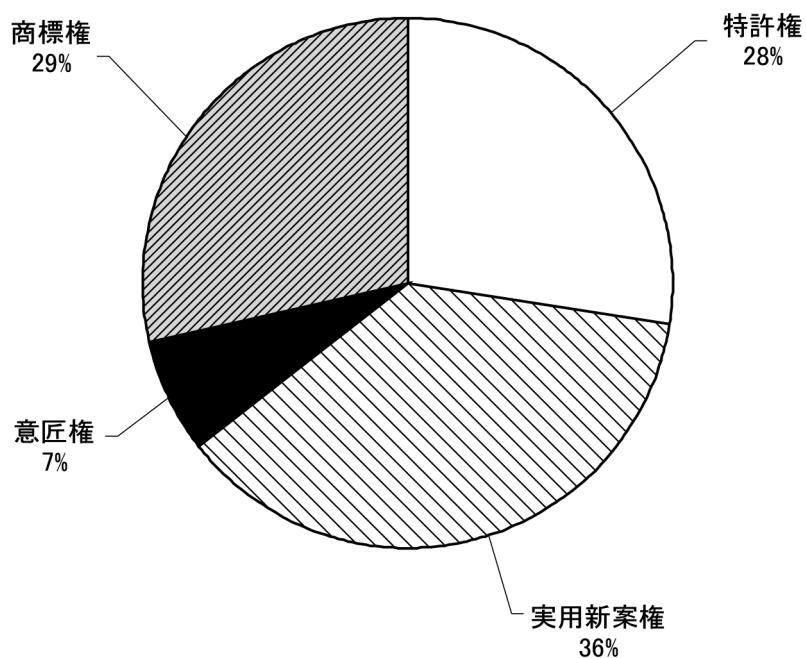
[Q7]：過去5年間に譲受した件数



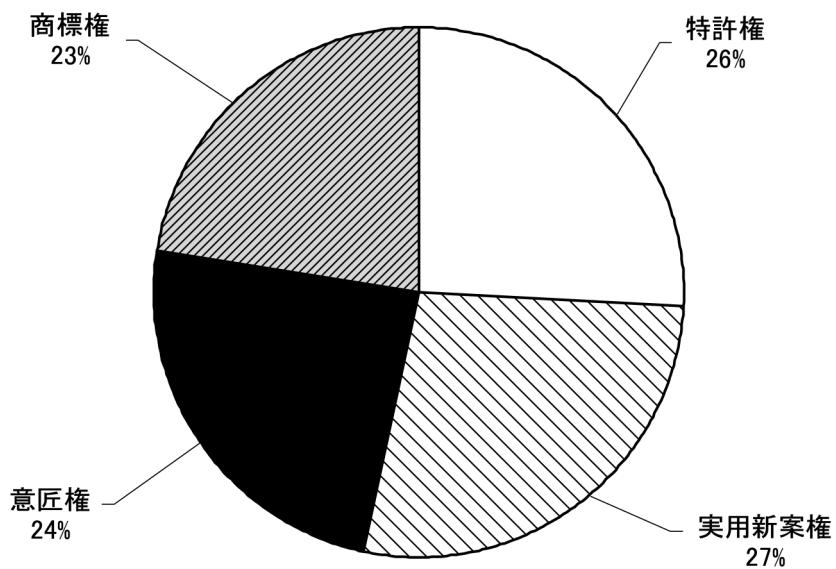
[Q8]：譲渡・譲受対象<1位>



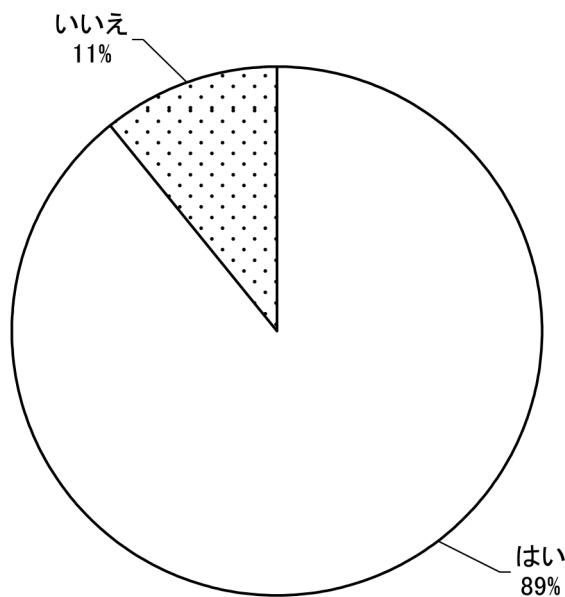
[Q8]：譲渡・譲受対象 <2位>



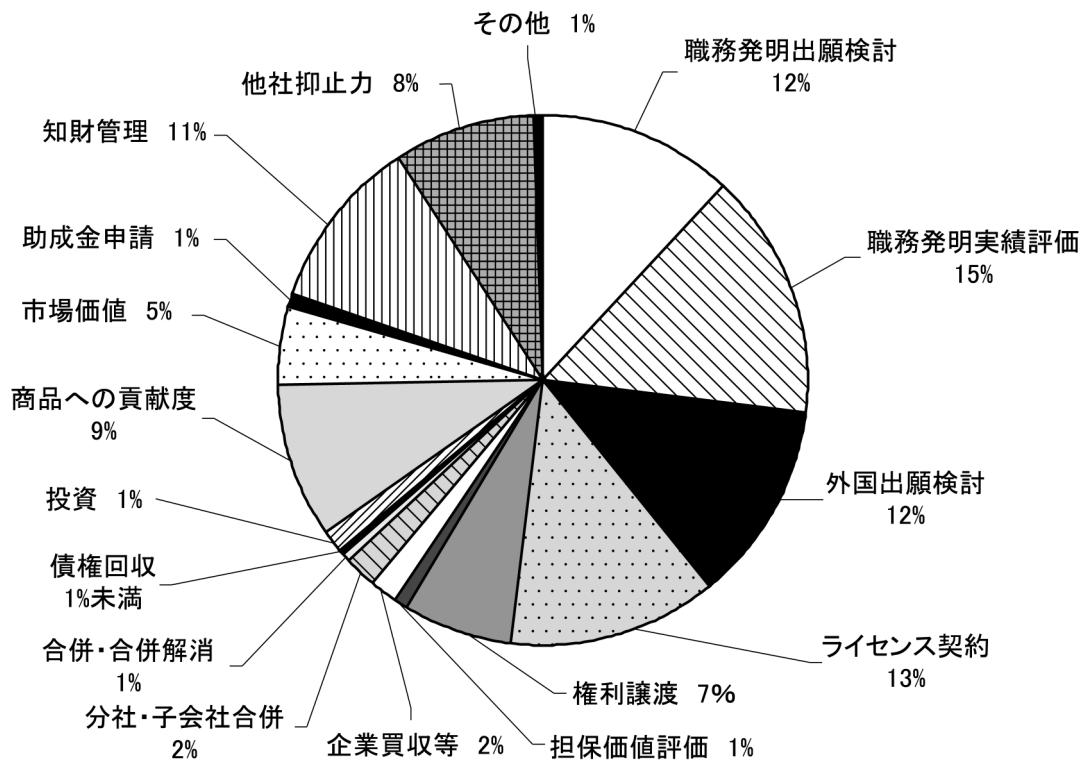
[Q8]：譲渡・譲受対象 <3位>



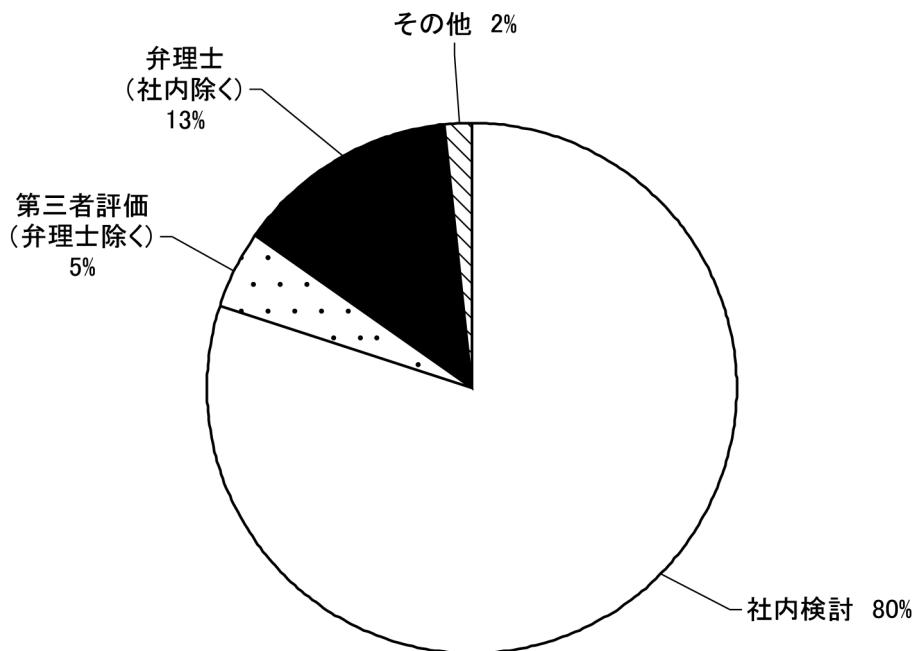
[Q9]: 発明等評価の必要性を感じるか



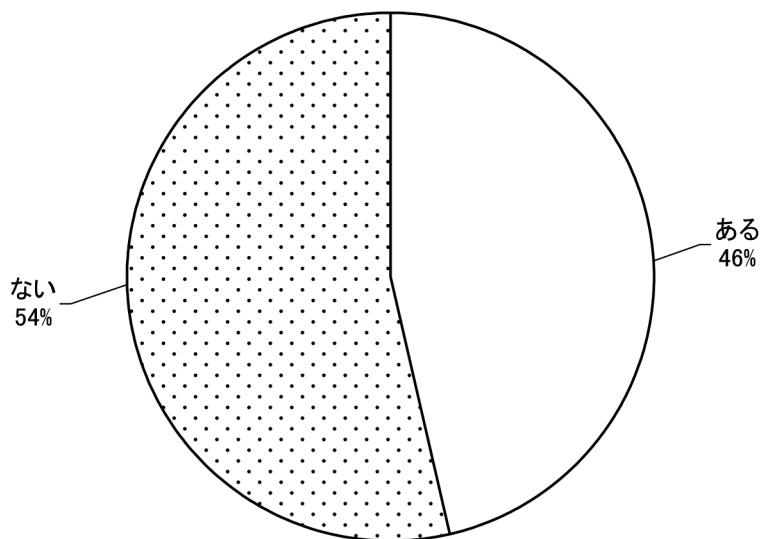
[Q10]: 発明評価の必要性



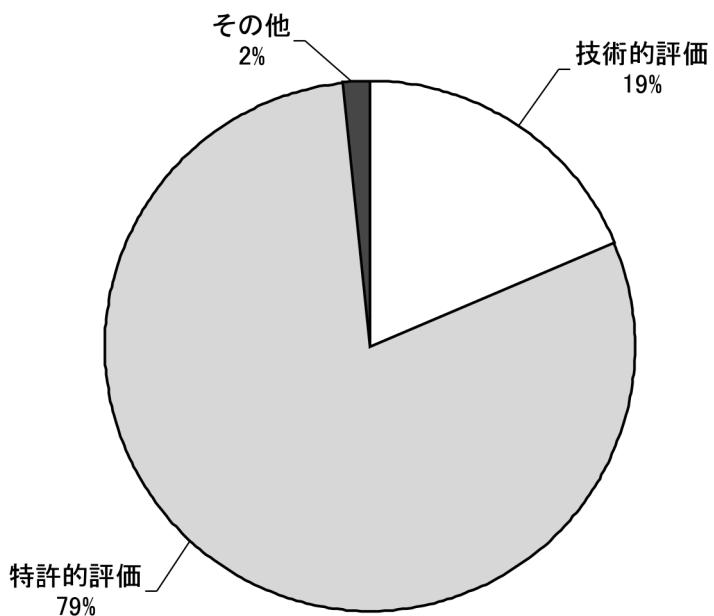
[Q11(a)]: 発明等評価手段



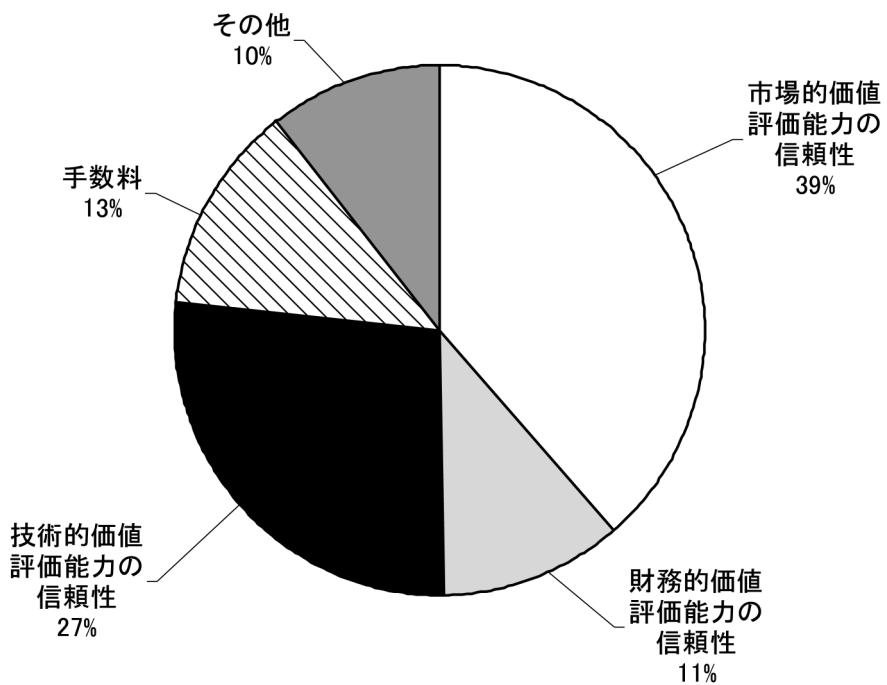
[Q11(b)]: 弁理士への発明等評価依頼の予定



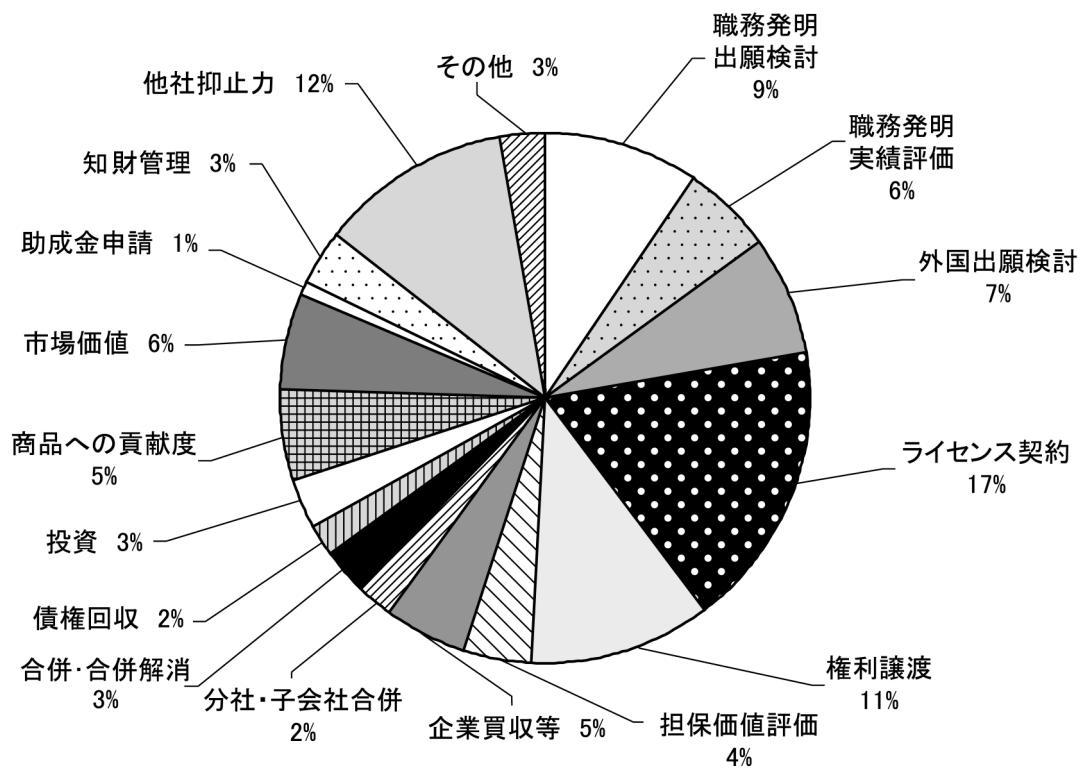
[Q11(c)]:弁理士への評価依頼内容



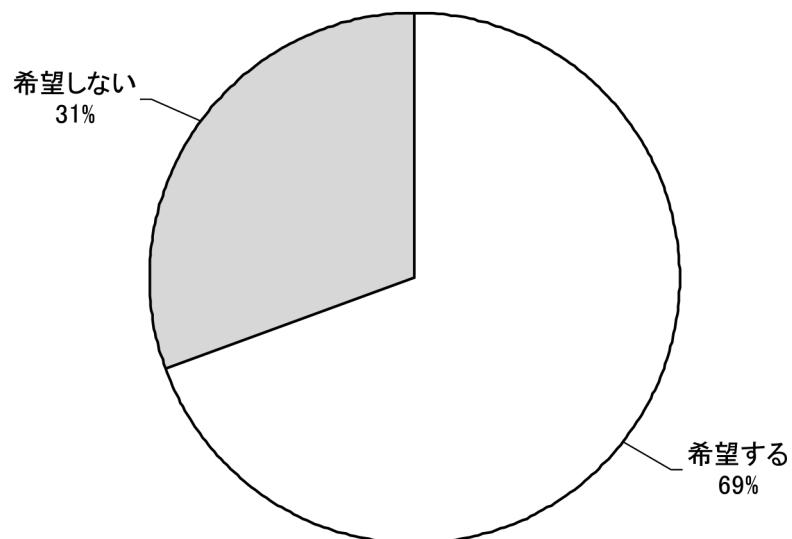
[Q11(d)]:弁理士への発明等評価不要理由



[Q12] : 弁理士への評価依頼内容(今後)



[Q13] : 日本弁理士会の発明等評価機関設立

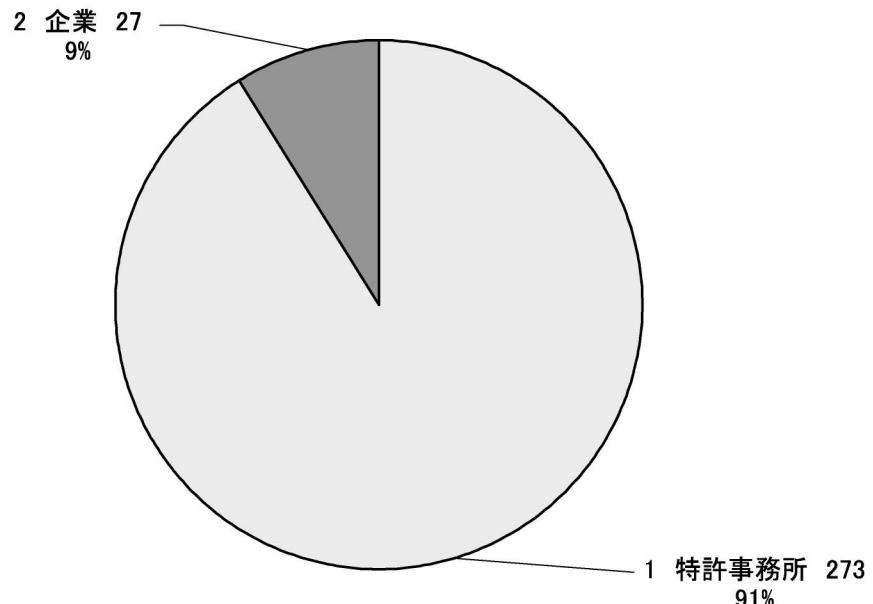


第4 グループ アンケート結果

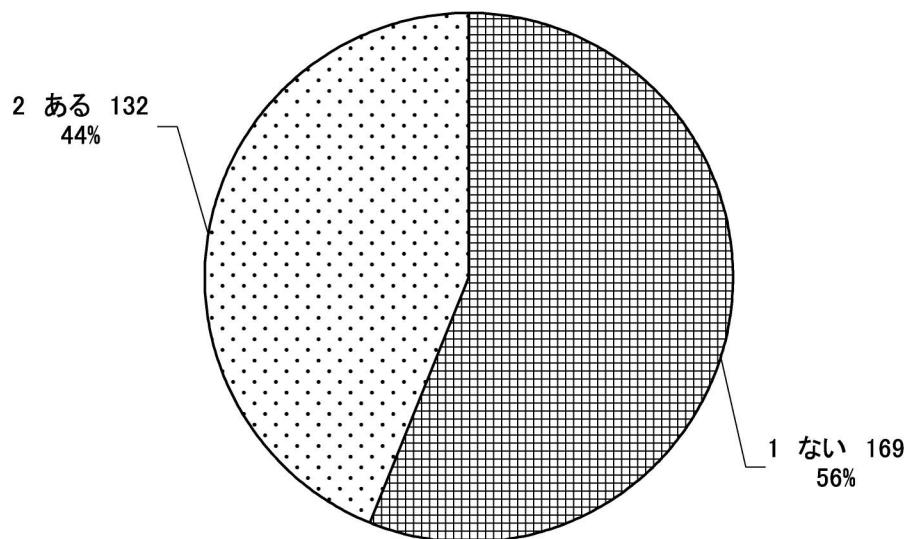
(全国の弁理士のニーズ調査)

弁理士に対する知的財産価値評価ニーズとその実情

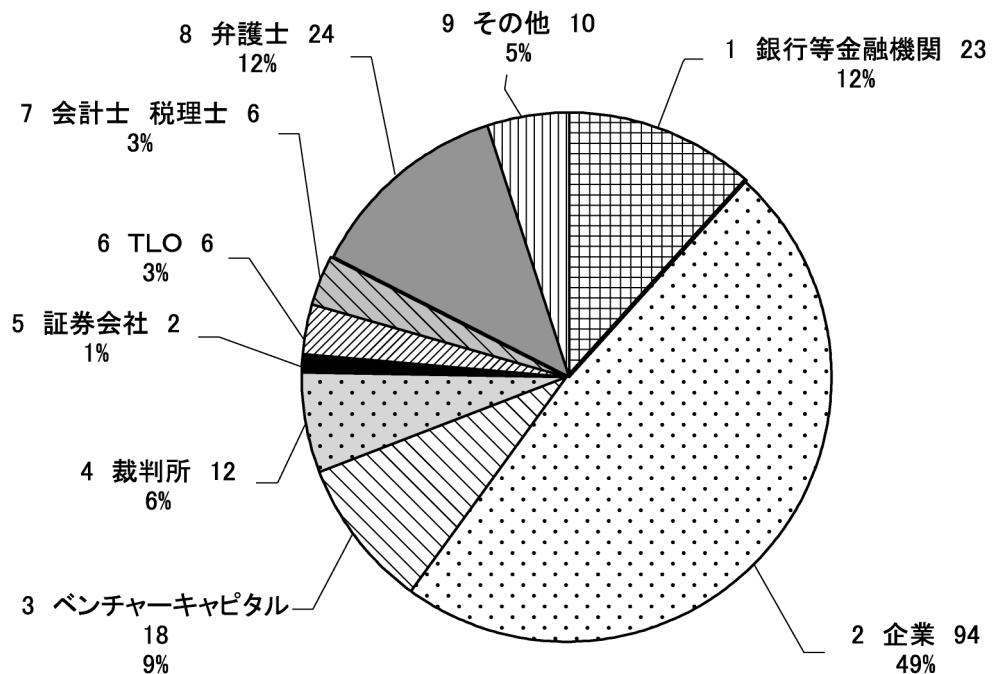
Q1. 勤務状況を特許事務所と企業に分けた場合、何に属しますか



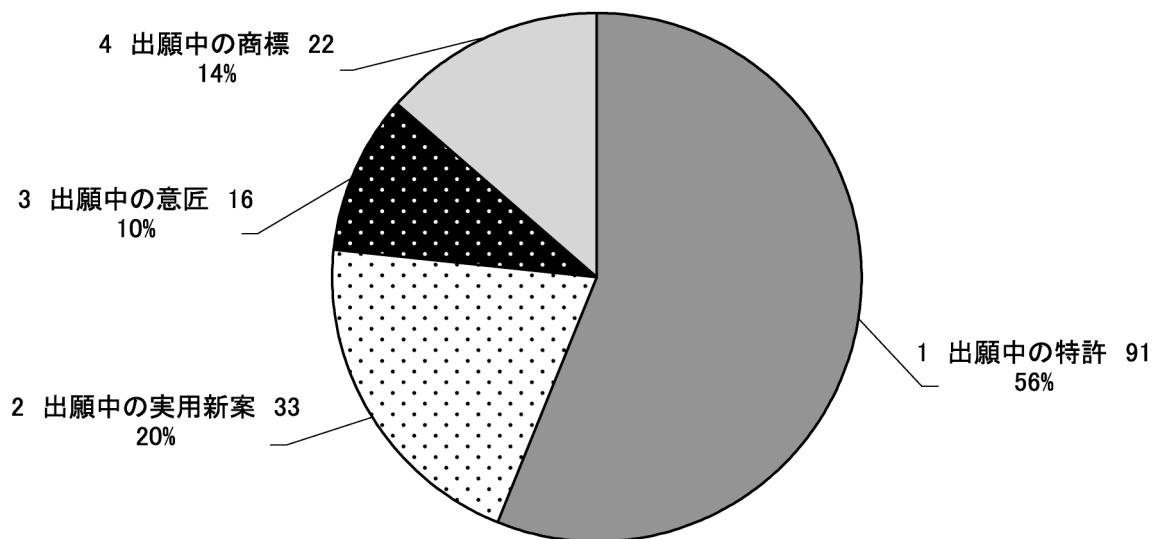
Q1. 発明等の価値評価について、依頼又は相談を受けたことがありますか



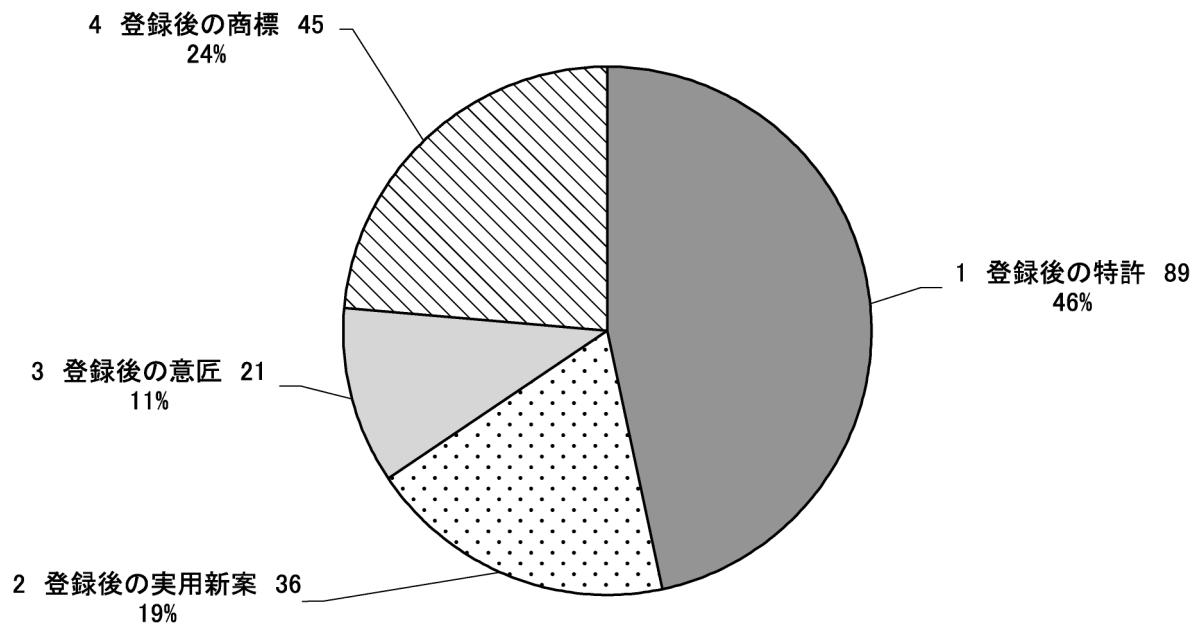
Q2-1. 依頼者又は相談者の職種は



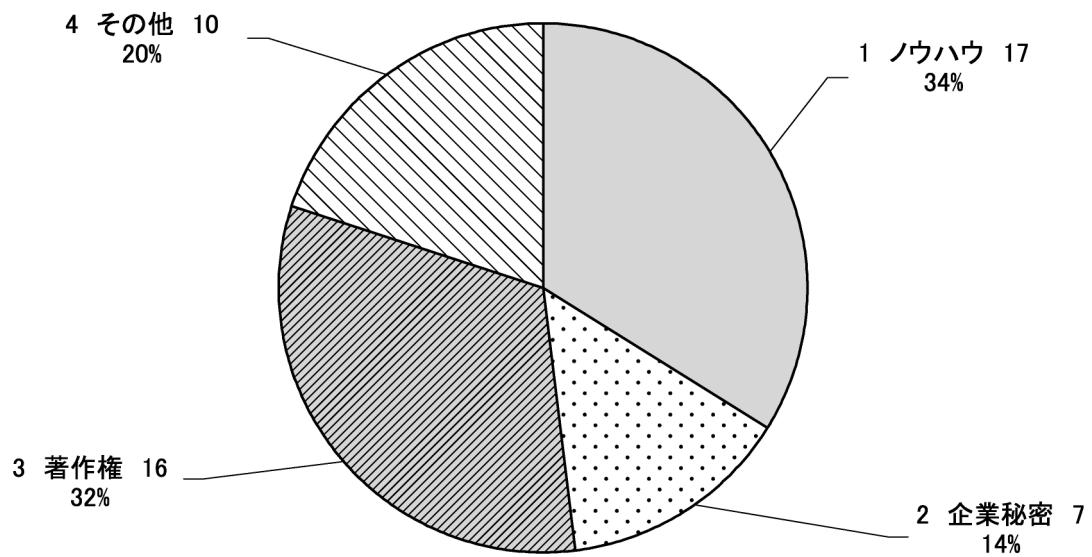
Q2-2-1. 発明等の価値評価の対象物件は何でしたか



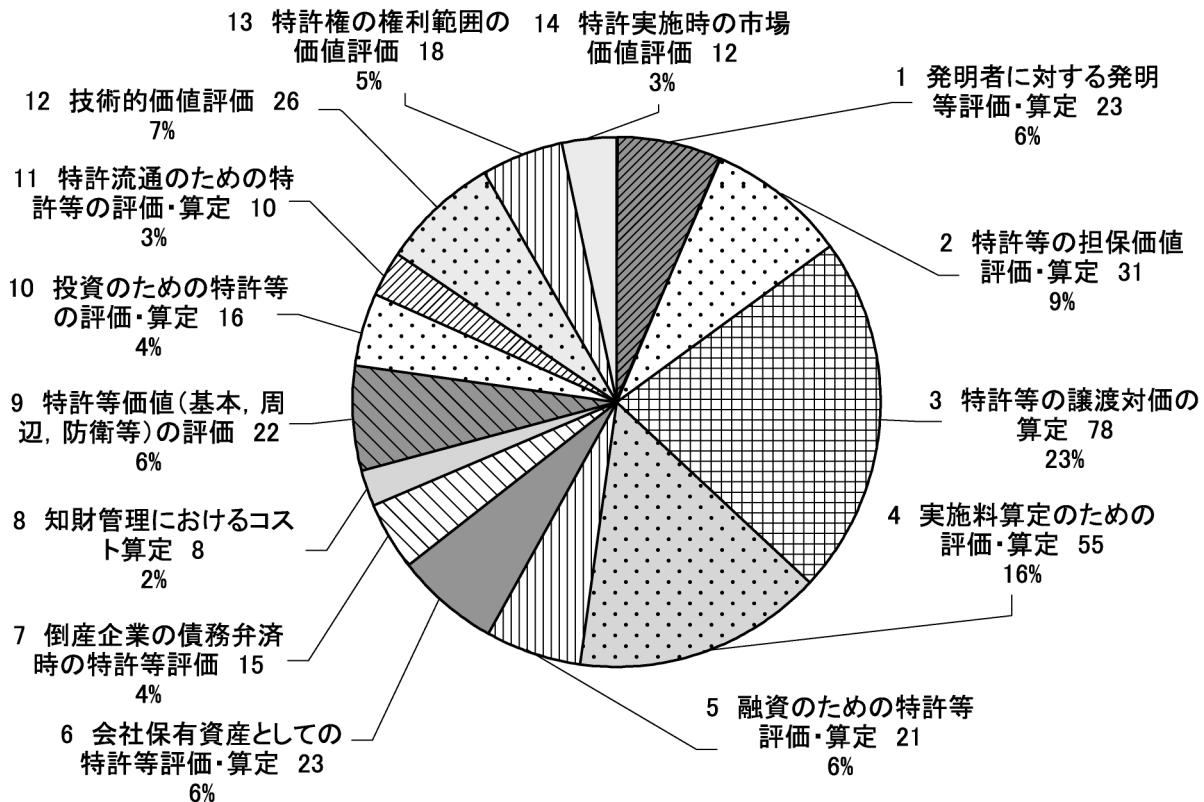
Q2-2-2. 発明等の価値評価の対象物件は何でしたか



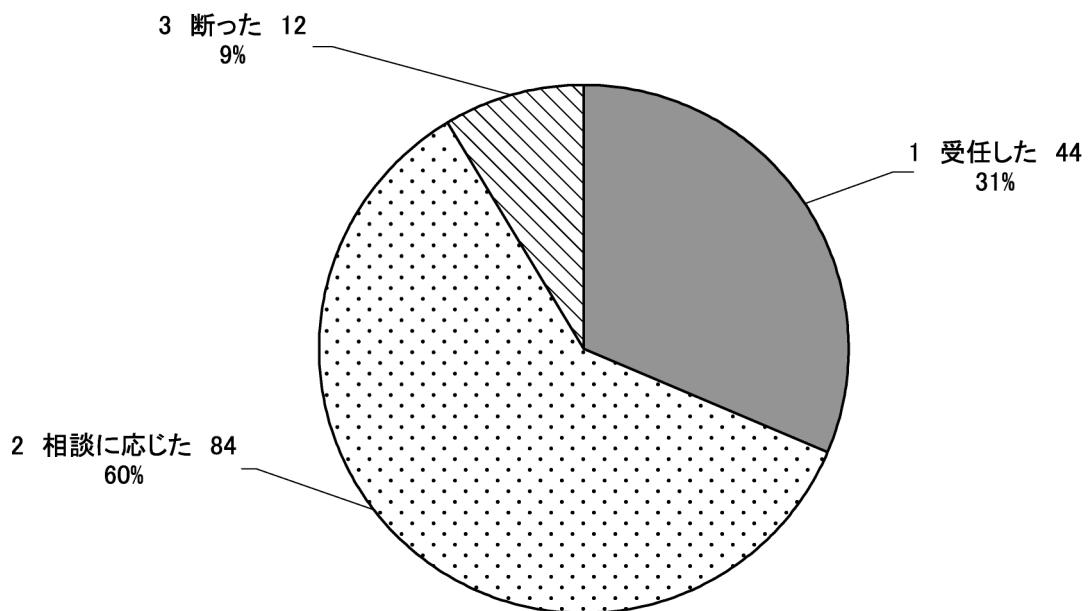
Q2-2-3. 発明等の価値評価の対象は何でしたか



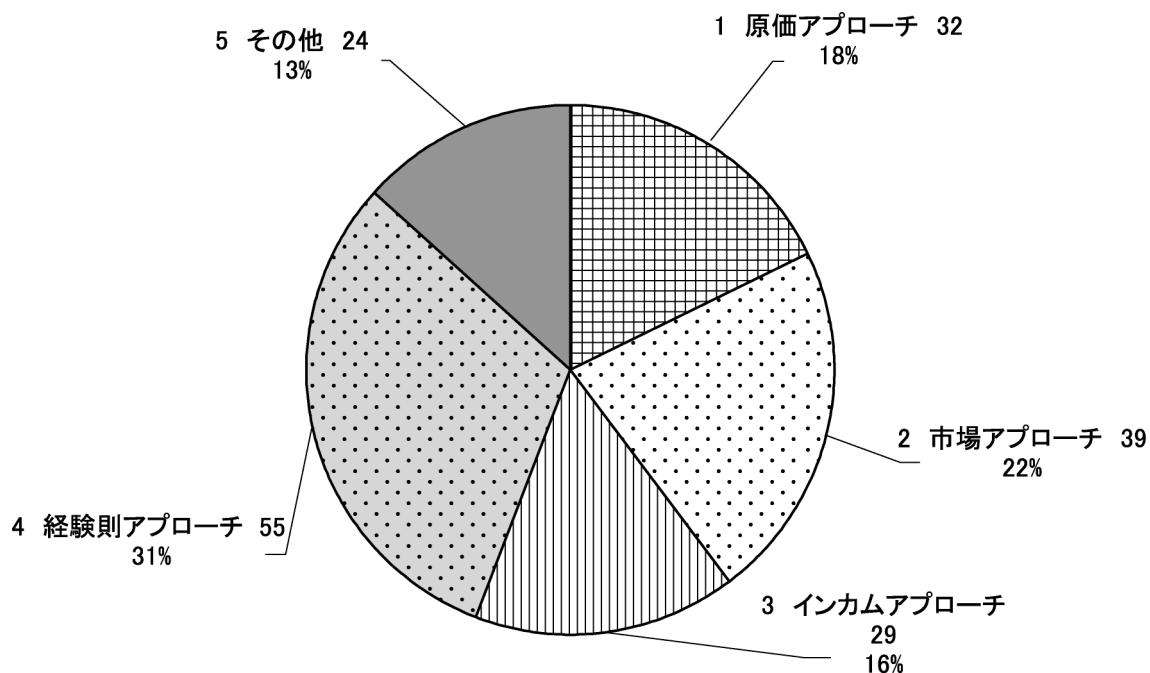
Q2-3. 発明の価値評価の目的又は内容は何でしたか



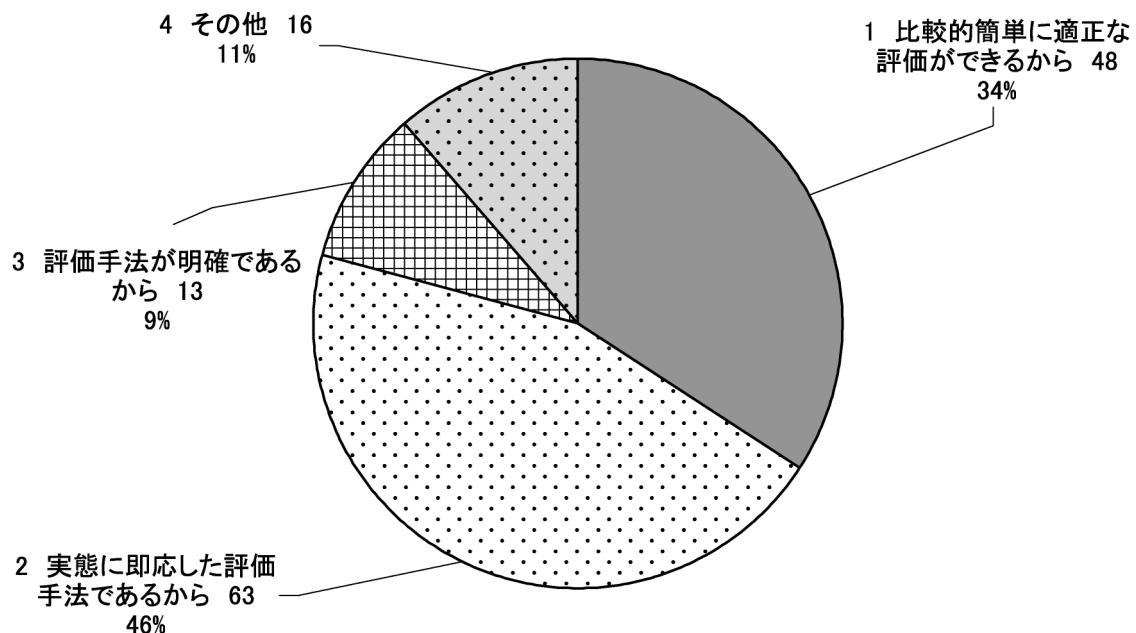
Q2-4. 受任されましたか



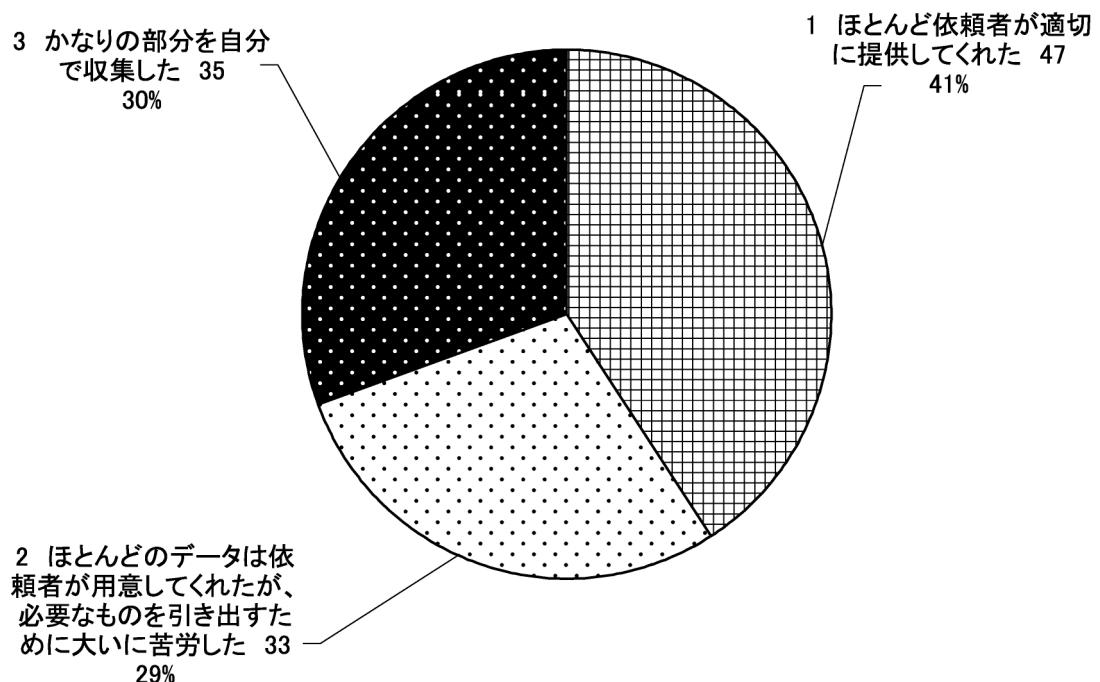
Q2-5. 発明等の価値評価に際し、どのような手法を探されましたか



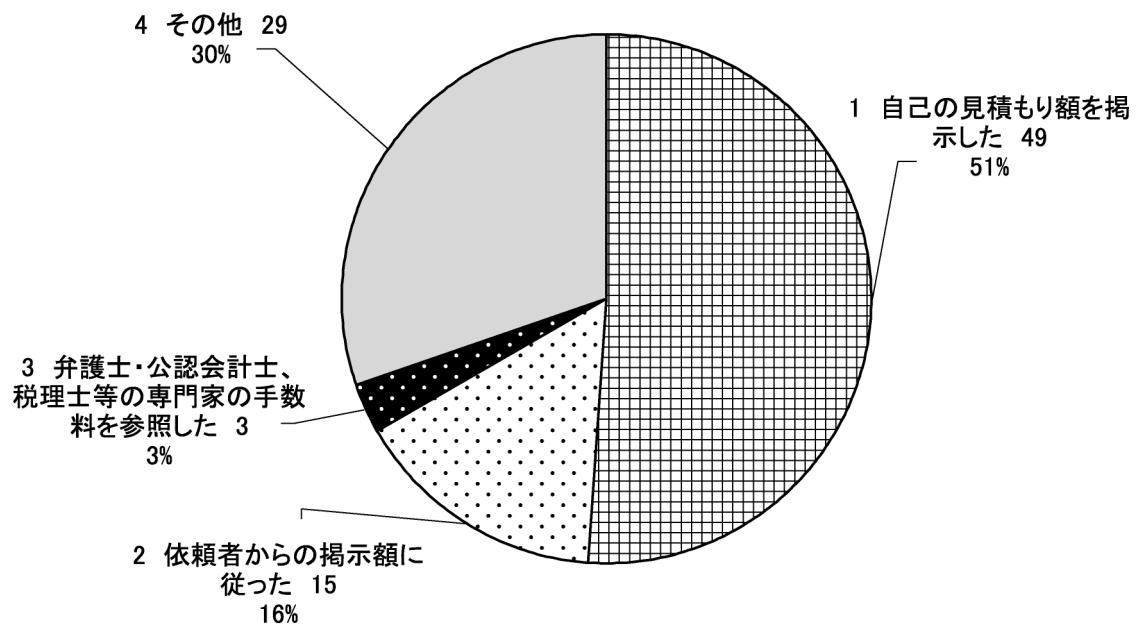
Q2-6. 上記使用した発明等の価値評価方式を採用した理由は



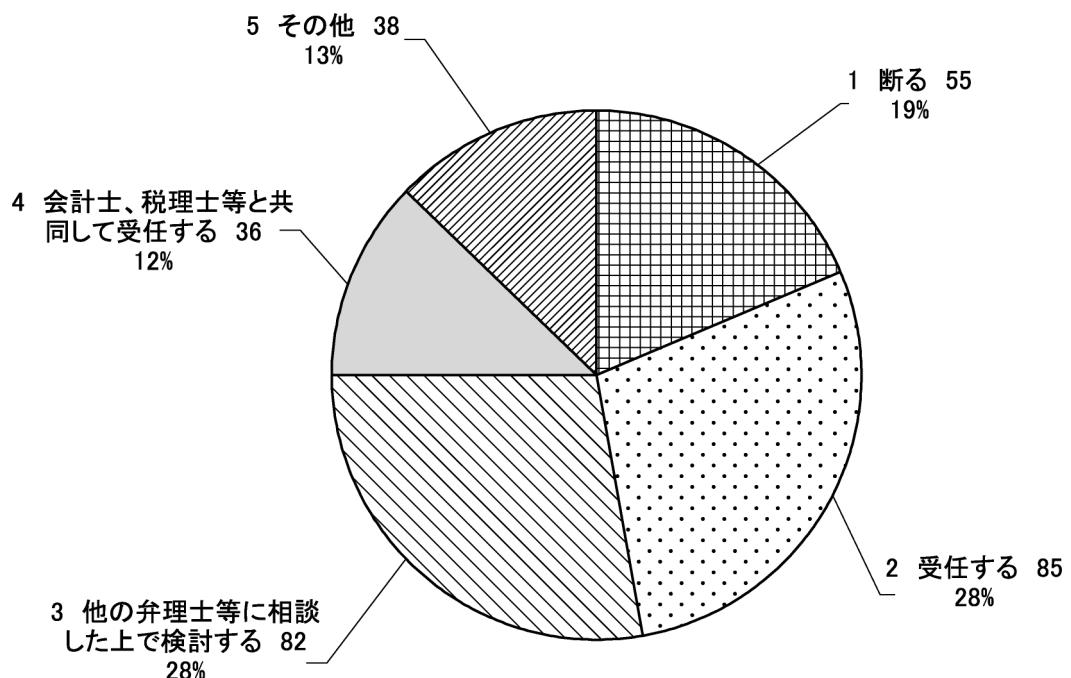
Q2-7. 発明等価値評価・算定に必要なデータ等の入手方法について



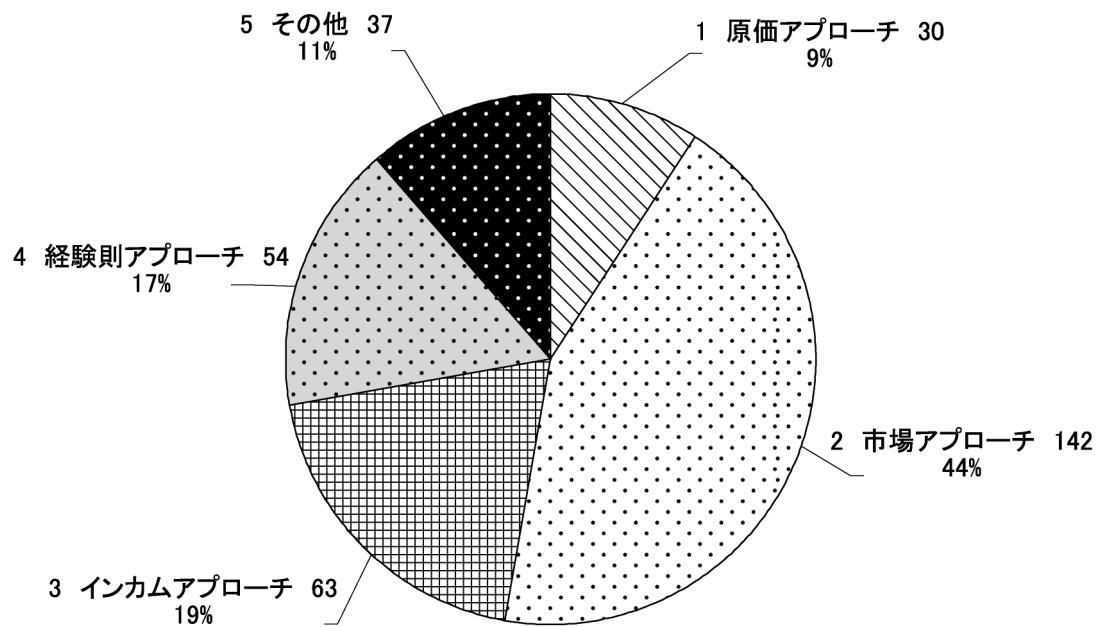
Q2-8. 受任した際弁理士手数料はどのようにして決定されましたか



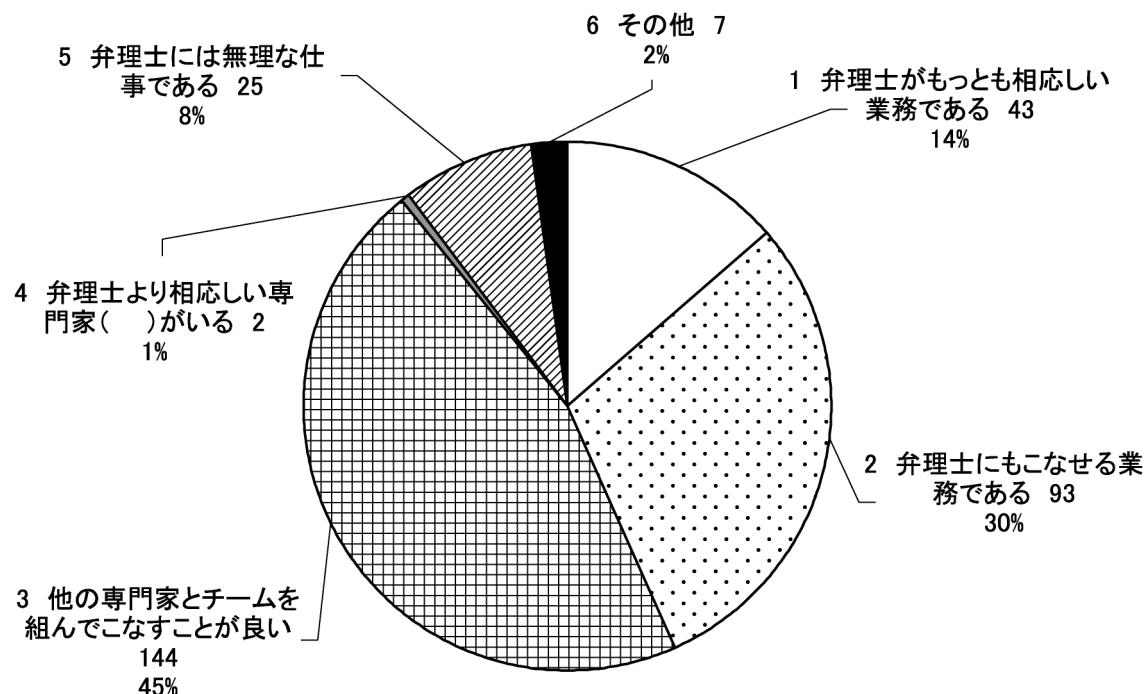
Q3. 発明等の価値評価について依頼又は相談があった場合にあなたはどうされますか



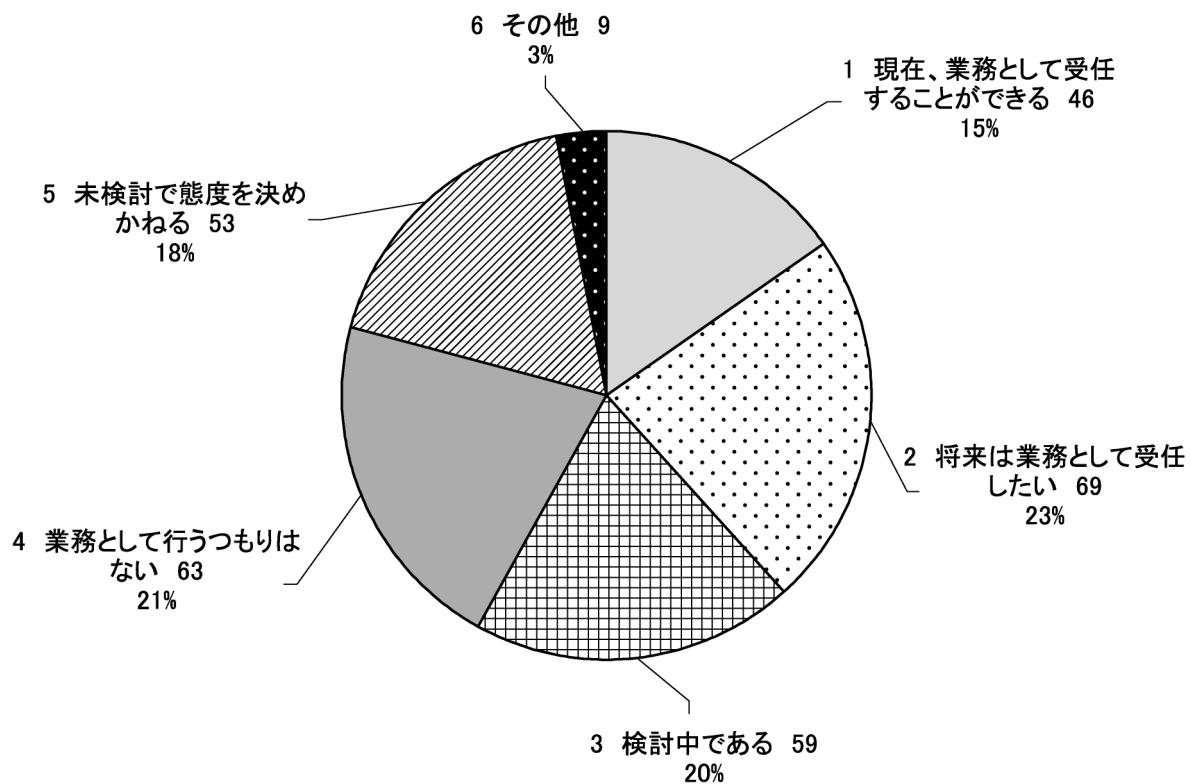
Q4. 発明等の価値評価に際し、どのような手法を探られるのが望ましいと思われますか



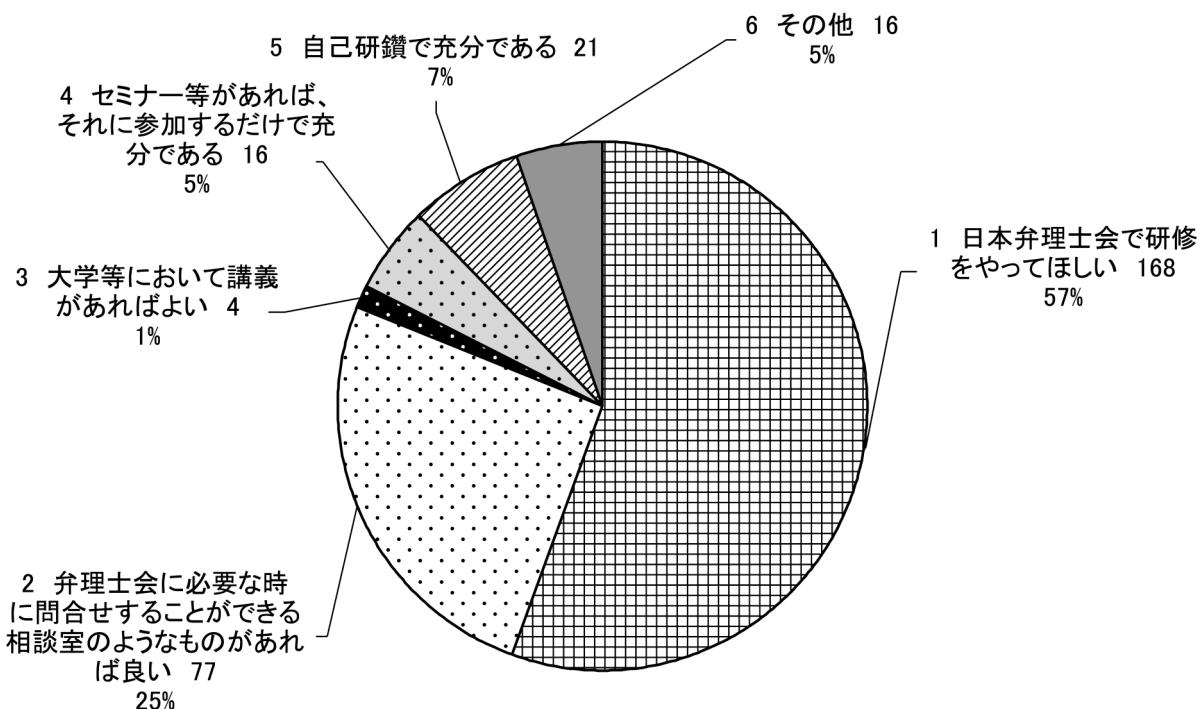
Q5. あなたは、今後弁理士が発明等の価値評価を業務の一部とすることについてどうお考えですか



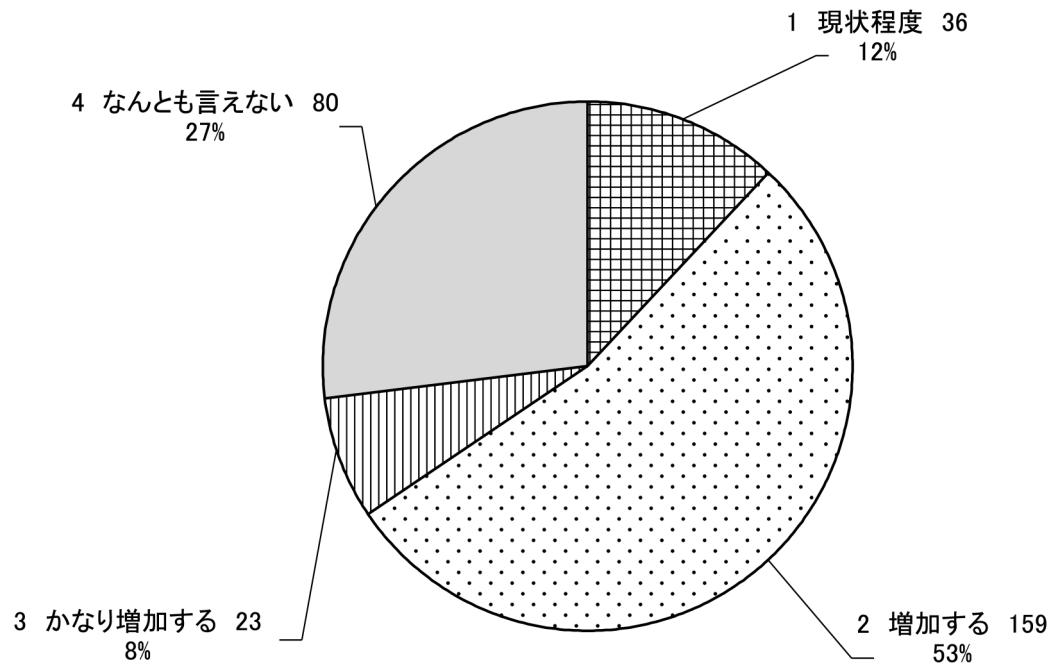
Q6. 発明等の価値評価の業務をあなた自身の業務とするつもりがありますか



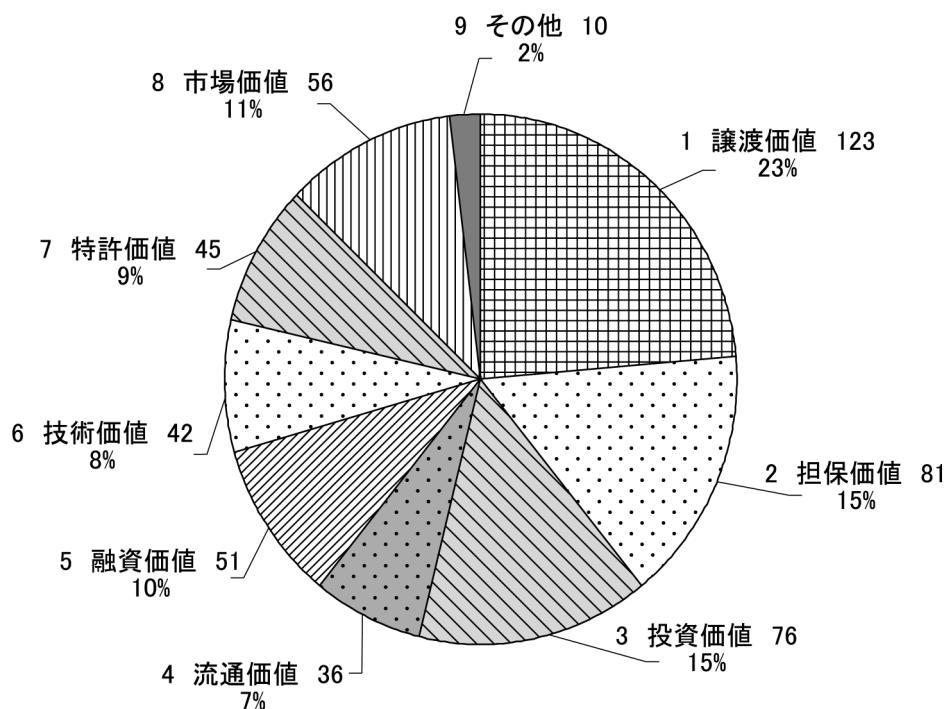
Q7. 発明等の価値評価を自分の業務とする場合に、どのような環境が必要と思いますか



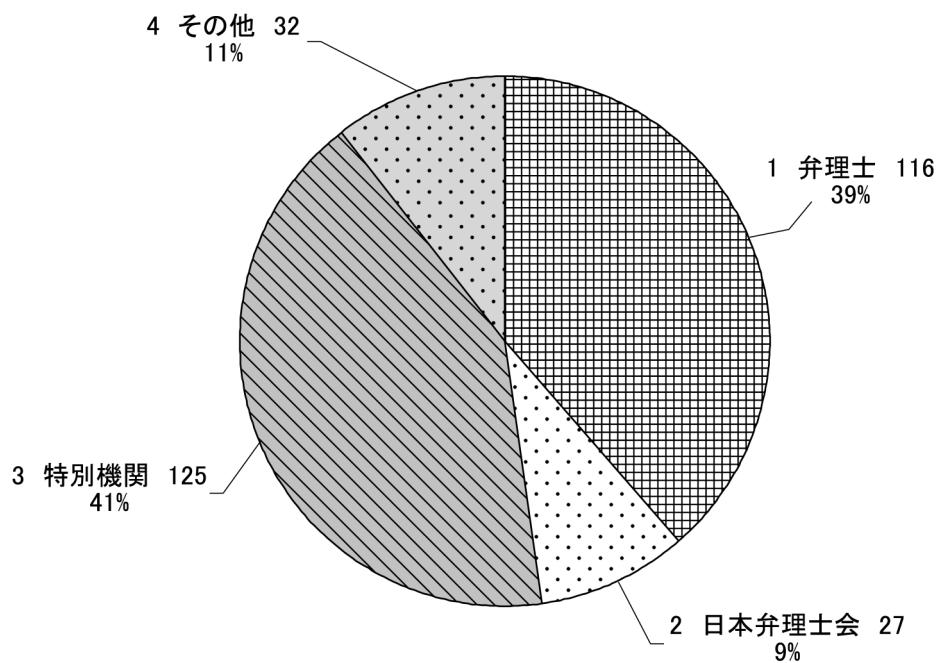
Q8. 今後、発明等の価値評価の依頼や相談は増加するとおもわれますか



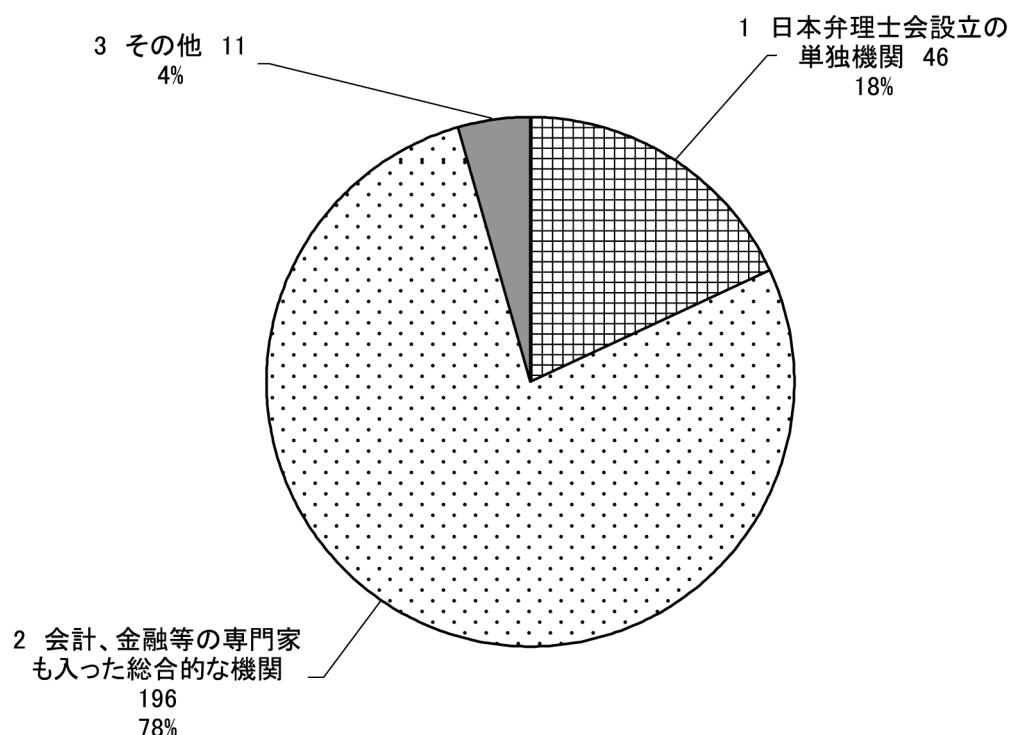
Q9. 増加すると思われる発明等の価値評価の内容は



Q10. 発明等の価値評価は誰が行うのが望ましいと思われますか



Q11. 特別機関によって発明等の価値評価する場合、どのような機関が望ましいと考えられますか



知的財産価値評価のニーズ調査報告書

禁無断転載複製

平成 14 年 4 月 1 日発行

発 行 所　日本弁理士会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 2 号

電 話　(03) 3581-1211

F A X　(03) 3581-9188